

**일제 강제동원피해자 문제의 해결을 모색하기 위한
한·미·일 워크숍**

태평양전쟁피해자보상추진협의회

서울 동대문구 청량리동 38-29 금은빌딩 3층

TEL : 02-957-8817, FAX : (02)957-8827

E-mail : victims2000@yahoo.co.kr

일시 : 2003년 9월 20일(토) 오후 4시 - 21일(일) 오후 12시 30분

장소 : 서울대 법대 근대법학100주년기념관 대강당

주최 : 태평양전쟁피해자보상추진협의회(한국)

강제연행전국네트워크(일본)

후원 : 일제강제동원피해진상규명특별법제정추진위

반성과 화해를 위한 통일시대 민족문화재단

법과사회이론학회

**일제 강제동원피해자 문제의 해결을 모색하기 위한
한·미·일 워크숍**

일시 : 2003년 9월 20일(토) 오후 4시 - 21일(일) 오후 12시 30분

장소 : 서울대 법대 근대법학100주년기념관 대강당

주최 : 태평양전쟁피해자보상추진협의회(한국)

강제연행전국네트워크(일본)

후원 : 일제강제동원피해진상규명특별법제정추진위

반성과 화해를 위한 통일시대 민족문화재단

법과사회이론학회

목 록

○ 한·미·일 워크샵 개요	3
○ 미쓰비시중공업 미불임금지불 및 손해배상사건의 개요와 현황	5
○ 한일협정관련 외교문서 정보공개청구 재판에 대한 보고	7
○ 対日民間請求権 関連 訴訟의 現況과 課題	18
(대일민간청구권 관련 소송의 현황과 과제)	
○ 韓·米·日ワークショップ概要	22
○ 在韓軍人軍属(GUNGUN)裁判レポート	24
(재한군인군속(GUNGUN)재판 리포트)	
○ 第2次不二越訴訟	27
(제2차 후지코시소송)	
○ 「花岡平和友好基金」について	31
(「하나오카평화우호기금」에 대하여)	
○ 恒久平和調査局設置法をめぐる動き	34
(항구평화조사국설치법을 둘러싼 움직임)	
○ 最高裁が韓国人原告の裁判を一括不受理決定	36
(최고재판소가 한국인원고의 재판을 일괄불수리결정)	
○ 「戰時性的強制被害者問題解決促進法案」をめぐる動き	37
(「전시성적강제피해자문제해결촉진법안」을 둘러싼 움직임)	
○ 日鉄釜石訴訟の現状	39
(일본제철 가마이시소송의 현상)	
○ 日本製鉄元徴用工大阪裁判の取り組み	41
(일본제철징용자오사카재판의 대응)	
○ 日鉄供託金裁判の現状	44
(일본제철공탁금재판의 현상)	
○ 9・22日鉄徴用被害者会への報告	46
(9·22 일본제철징용피해자회에 보고)	
○ 強制連行問題解決に向けての関いの現状と今後の課題	49
(강제연행문제해결을 향한 투쟁의 현상과 금후의 과제)	
별첨 : '第5回公開フォーラム・戦後補償裁判の現況と今後の課題2003'	58
(제5회공개포럼-전후보상재판의 현황과 금후의 과제 2003)	

일제 강제동원피해자 문제의 해결을 모색하기 위한 한·미·일 워크숍 개요

1. 목적

- 1) 한·미·일 각 국에서 전개되고 있는 대일과거청산소송의 현황과 향후의 과제를 모색하기 위함이다.
- 2) 한·미·일 각 국에서 전개되고 있는 입법화운동의 추진상황을 파악하고, 상호협력 관계를 마련한다.
- 3) 강제동원피해자 문제의 종합적인 해결방안을 모색하고 공동의 연대전선을 구축한다.
- 4) 강제동원피해자 문제의 조속한 해결을 촉구하는 공동의 선언을 채택하고, 이의 실현을 위해 함께 노력한다.

2. 개요

- 1) 워크숍일자 : 2003년 9월 20일(토) 오후 4시 - 21일(일) 오후 12시
- 2) 주최 : 태평양전쟁피해자보상추진협의회(한국), 강제연행기업책임추급재판전국네트워크(일본)
- 3) 후원 : 일제강제동원피해진상규명특별법제정추진위
반성과 화해를 위한 통일시대 민족문화재단
법과사회이론학회
- 4) 장소 : 서울대 법대 근대법학100주년기념관 소강당(교통편 별첨#2 참조)
- 5) 세부 일정

2003년 9월 20일(토)

오후 3시 40분 - 4시 00분 : 참가자 등록

오후 4시 00분 - 4시 30분 : 주최측 인사말 및 내빈 소개

오후 4시 30분 - 6시 00분 : 한국측 대일과거청산소송 보고

- 최봉태변호사(법무법인 삼일) : 부산미쓰비시중공업징용자재판 담당

- 김진국변호사(법무법인 내일) : 한일협정외교문서공개소송 담당

- 김은식사무국장 : 태평양전쟁피해자보상추진협의회

오후 6시 00분 - 7시 00분 : 저녁 식사 (도시락)

오후 7시 00분 - 8시 30분 : 미국측 대일과거청산소송 보고

- 로버트 주 : 재미 한인 변호사

→ 한일협정 : 한국언론 매체사 → New California Media 기자
리우

오후 8시 30분 - 8시 45분 : 휴식

오후 8시 45분 - 10시 30분 : 일본측 대일과거청산소송 보고

- 在間秀和(자이마 히데카즈)변호사 : 히로시마미쓰비시피폭징용자재판 담당
- 島田宏(시마다 히로시)변호사 : 후지코시근로정신대재판 담당
- 足立修一(아다치 슈이찌)변호사 : 한국인 원폭피해자 재판 담당
- 藤井浩一(후지이 고이치) : 나고야미쓰비시근로정신대재판 담당
- 長谷川直彦(하세가와 나오히코) : 일본제철 가마이시재판 담당
- 谷川透(다니가와 토오루) : 강제연행 전국네트워크

오후 10시 30분 - : 폐회 및 교류회 (분과별로)

2003년 9월 21일(일)

오전 9시 00분 - 10시 30분 : 기업상대 재판에 대한 전략 토론회

- 木野村間一郎(기노무라 칸이찌로) 보고 : 하나오카재판지원연합회의
- 中田光信(나카타 미쓰노부) 보고 및 제안 : 일본제철징용재판지원회
- 矢野秀喜(야노 히데키) 보고 및 제안 : 강제연행 전국네트워크
- 토론자는 각 보고자 및 참가자 자유토론

오전 10시 30분 - 10시 45분 : 휴식

오전 10시 45분 - 12시 15분 : 정부상대 재판에 대한 전략 토론회

- 김창록 제안 : 부산대학교 법과대학 교수
- 김은식 제안 : 태평양전쟁피해자보상추진협의회
- 토론자는 각 보고자 및 참가자 자유토론

오후 12시 15분 - 1시 30분 : 점심 식사 후 해산

미쓰비시중공업(三菱重工業) 未払賃金支払 및 損害賠償事件의 概要와 現況

弁護士 崔鳳泰

1. 事件의 概要

히로시마(広島)의 미쓰비시중공업조선소(三菱重工業造船所)에 강제징용(強制徵用)되어 노역(勞役)에 종사(從事)하다가 해방후(解放後) 돌아오게 된 이근목(李根沐)의 5인의 징용공(徵用工)들이 미쓰비시중공업(三菱重工業)을 상대(相手)로 부산지방법원(釜山地方法院)에 2000.5.1.제소(提訴)한 사건(事件)이다.

이들은 원고(原告) 김돈영(金敦永)을 제외(除外)한 5인은 제소당시(提訴當時) 일본(日本)의 히로시마(広島)에서 미쓰비시중공업(三菱重工業)을 상대(相手)로 동종(同種)의 소송(訴訟)을 함께 진행(進行)을 하고 있었고 위 소송(訴訟)은 현재(現在) 히로시마(広島) 고등재판소(高等裁判所)에 계류중(繫留中)이다.

원고(原告)들은 미쓰비시중공업(三菱重工業)의 연락사무소(連絡事務所)가 부산(釜山)에 있다는 점에 착안(着眼)을 하여 피해국(被害國)인 한국(韓國)에서 민사소송법(民事訴訟法)상의 재판관할권(裁判管轄權)이 있음을 주장(主張)하여 제소(提訴)하였고 2003.5.9.第18次 심리(審理)를 마치고 현재(現在) 다음 심리기일(審理期日)이 추후(追後) 지정(指定)되어 있는 상황이다.

이들은 한국(韓國)에서 소송(訴訟)을 하면서 당시(當時) 원고(原告)들이 미쓰비시중공업(三菱重工業)에서 노동(勞働)을 하였으나 받지 못한 임금(賃金)의 지불(支払) 및 강제징용(強制徵用), 원폭 피폭(原爆被爆), 피폭후 방치(被爆後放置)등의 피해(被害)를 근거(根拠)로 1인당 각 1億 100만원의 손해배상(損害賠償)을 구(求)하였다.

소송도중(訴訟途中)인 2001.2.24. 원고(原告) 박창환(朴昌煥)이 사망(死亡)함으로 인해 그 상속인(相続人)인 장남(長男) 박재훈이 소송수계(訴訟承繼)를 하여 5인(人)의 징용피해(徵用被害) 당사자(当事者) 및 1인의 징용피해(徵用被害) 상속인(相続人)이 소송(訴訟)을 진행(進行)하고 있는 상황(狀況)이다.

1. 사건(事件)의 쟁점(争点)과 현황(現況)

본(本) 소송(訴訟)은 일본(日本)의 강제징용(強制徵用) 기업(企業)을 상대로 未払賃金 및 손해배상(損害賠償)을 피해국(被害國)인 한국(韓國)의 법정(法廷)에서 이를 구(求)하는 첫번째 소송(訴訟)이다. 따라서 여러 가지 쟁점(争点)이 법정(法廷)에서 다투어

지고 있다.

우선 **피고측(被告側)**은 재판관할권(裁判管轄權)이 부산지방법원(釜山地方法院)에 있지 않다고 하면서 동시에 중복제소(重複提訴)임을 들어 각하(却下)를 주장(主張)하였고 아울러 증거(証拠)에 의해 피해사실(被害事實)이 입증(立証)이 되지 않는다, 현재(現在)의 미쓰비시중공업(三菱重工業)은 2次大戰 당시(當時)의 미쓰비시중공업(三菱重工業)과 별개(別個)의 회사(会社)이다, 소멸시효(消滅時效) 내지 제척기간(除斥期間)이 도과하였다 등의 이유(理由)로 기각(棄却)을 구(求)하는 주장(主張)을 하고 있다.

아울러 재판(裁判)이 진행(進行)됨에 따라 1965年 소위(所謂) 한일청구권협정(韓日請求權協定)에 의해 원고(原告)들의 청구권(請求權)은 소멸(消滅)하였다고 주장(主張)을 하고 있다.

이에 대하여 원고(原告)는 피고회사(被告会社)의 부산사무소(釜山事務所)가 피고법인(被告法人)의 한국내(韓國內) 사무소(事務所) 혹은 영업소(營業所)에 해당(該當)하므로 민사소송법(民事訴訟法)상의 보통재판적(普通裁判籍)을 인정(認定)할 수 있고, 우리 법(法)상 중복제소금지(重複提訴禁止)에서 말하는 법원(法院)이란 대한민국(大韓民國)의 법원(法院)을 의미하고 외국(外國)의 법원(法院)은 해당(該當)되지 않고 원고(原告) 김돈영(金敦永)의 경우(境遇)는 부산지방법원(釜山地方法院)에서만 소송(訴訟)을 제기(提起)하였음을 들어 중복제소(重複提訴)에 해당(該當)되지 않는다고 다투고 있다.

아울러 별개회사론(別個会社論)에 대하여는 실질적(實質的)으로 회사(会社)가 동일(同一)할 뿐만 아니라 피고회사(被告会社) 스스로 동일성(同一性)을 인정(認定)하고 대외적(對外的)으로 대응(對應)하여 왔음을 들어 신의칙(信義則)상 주장(主張)을 할 수 없음을, 아울러 소멸시효(消滅時效)나 제척기간(除斥期間)에 대해서는 소멸시효(消滅時效)나 제척기간(除斥期間)의 설정(設定) 취지(趣旨)가 원고(原告)들과 같은 강제징용(強制徵用)과 피폭후(被爆後) 방치(放置)라는 전쟁범죄(戰爭犯罪)에 그대로 적용(適用)될 수 없고 가사 적용(適用)이 된다 하더라도 시효(時效)의 기산점(起算點)이 불분명(不分明)함을 들어 부당(不當)하다고 다투고 있다.

재판(裁判)이 진행중(進行中)에 가장 쟁점(爭點)이 되는 것이 1965年 한일정부(韓日政府)가 맺은 소위 청구권협정(請求權協定)에 의해 원고(原告)들의 청구권(請求權)이 소멸(消滅)되었는가 여부(與否)인데 이에 대해 원고측(原告側)은 당시(當時) 협정(協定) 체결(締結)의 책임자(責任者)인 김종필(金鍾泌)에 대해 증인(証人)으로써 신청(申請)함 과 동시에 위 협정(協定)으로 소멸(消滅)된 것은 정부(政府)가 가진 외교적(外交的) 하더라도 기생(寄生)을 보호권(保護權)에 한정(限定)되는 것이며 가사 의견(意見)을 달리한다 하더라도 원고(原告)들의 청구권문제(請求權問題)에 대해 당시(當時) 어떻게 협상(協商)하였고 향후(今後) 어떻게 처리(處理)되도록 협의(協議)되었는가가 불분명(不分明)하므로 이의 검토(檢討)를 위해 한일청구권협정(韓日請求權協定) 체결(締結)당시(當時)의 관련문서(關連文書)에 대해 문서송부촉탁(文書送付囑託)을 신청(申請)하였으나 한국(韓國)의 외교

* 재판관할권
- 시효·제척기간의 적용제한이든 한때
→ 전쟁피해자 예외
→ 65년 6월 25일 제정된 협정
- 시효·제척기간 적용제한 하더라도 기생(寄生)을 보호권(保護權)에 한정(限定)되는 것이며 가사 의견(意見)을 달리한다 하더라도 원고(原告)들의 청구권문제(請求權問題)에 대해 당시(當時) 어떻게 협상(協商)하였고 향후(今後) 어떻게 처리(處理)되도록 협의(協議)되었는가가 불분명(不分明)하므로 이의 검토(檢討)를 위해 한일청구권협정(韓日請求權協定) 체결(締結)당시(當時)의 관련문서(關連文書)에 대해 문서송부촉탁(文書送付囑託)을 신청(申請)하였으나 한국(韓國)의 외교
- 1965년 이후에 시효
개인 차이를 찾아보면
일반 민사가 민법상 시효

통상부(外交通商部)는 '공공기관(公共機關)의 정보공개(情報公開)에 관(關)한 법률(法律)' 第7條 소정(所定)의 공개시(公開時) 외교관계(外交關係)등 국가(國家)의 중대(重大)한 이익(利益)을 해(害)할 우려(憂慮)가 있는 정보(情報)로 취급(取扱)하면서 일본 정부(日本政府)가 북한(北韓)과의 수교교섭(修交交涉)이 타결(妥結)될 때까지 위 문서(文書)를 서로 공개(公開)하지 말도록 요청(要請)하였으며 한국정부(韓國政府)가 이를 수락(受諾)하였음을 들어 이를 거부(拒否)하여 결국(結局) 현재(現在) 서울행정법원(ソウル行政法院)에 계류중(繫留中)인 동일(同一) 문서(文書)에 대한 정보공개소송(情報公開訴訟)의 결과(結果)를 보기 위해 다음 기일(期日)이 추후(追後) 지정(指定)되어 있는 상황(狀況)이다.

1. 향후(向後)의 과제(課題)

현재(現在) 부산지방법원(釜山地方法院)에서 법률적(法律的)인 쟁점(爭點)에 대해서는 할 수 있는 법적(法的) 주장(主張)과 반박(反駁)이 거의 되어 있는 상황(狀況)이다. 아울러 사실(事實)입증(立証)에 대해서도 당사자(當事者)가 제출(提出)한 진술서(陳述書) 및 일본(日本)법정(法定)의 소송(訴訟)자료(資料)와 당사자(當事者) 본인(本人) 신문(訊問)등을 통해 어느 정도 입증(立証)이 된 상황(狀況)이다. 그럼에도 불구하고 한일청구권협정(韓日請求權協定)에 대해 문서송부촉탁(文書送付囑託)신청(申請)을 하고 당시(當時) 책임자(責任者)인 김종필(金鍾泌)에 대해 증인(証人)신청(申請)을 한 것은 원고(原告)들이 고령(高齡)임으로 인해 판결(判決)을 통한 해결(解決)보다는 조정(調整)이나 화해(和解)등을 통한 조기(早期) 문제해결(問題解決)을 꾀하려 한 소송(訴訟)전술(戰術)의 일환(一環)이다. 그러나 이러한 의도(意圖)에도 불구하고 문서공개자체(文書公開自体)가 거부(拒否)당하고 있어 별다른 사회적(社會的) 반향(反響)을 불러 일으키지 못하는 상황(狀況)에서 심리(審理)가 지연(遲延)되고 있는 실정(實情)이다.

따라서 소송(訴訟)의 조기(早期)종결(終結)을 위해 현재(現在) 서울행정법원(ソウル行政法院)에 계류중(繫留中)인 정보공개소송(情報公開訴訟)의 결과(結果)가 빨리 나오도록 하거나 위 정보공개소송(情報公開訴訟)의 결과(結果)와 상관(相關)없이 부산지방법원(釜山地方法院)에 계류중(繫留中)인 소송(訴訟)에 대해 기일지정신청(期日指定申請)을 하여 심리(審理)를 조기(早期)종결(終結)시키려 弁護團은 戰略을 세우고 있다.

* 65년 6월 25일 제정된 협정의 관련문서 검토

韓日協定關連 外交文書 情報公開請求 裁判에 대한 報告

弁護士 金晋局

<事件名 및 当事者>

사건(事件) : 2002 구합 33943 情報公開拒否処分取消
 원고(原告) : 신천수(申千洙) 外 99
 피고(被告) : 외교통상부(外交通商部) 장관(長官)
 재판부(裁判部) : 서울행정법원(ソウル行政法院) 第3行政部
 대상문서(対象文書) : 소위(所謂) ‘한일기본조약(韓日基本条約)’ 및 ‘한일청구권협정(韓日請求權協定)’ 관련(關連) 외교문서(外交文書)

<재판(裁判)의 진행사항(進行事項)>

- 2002. 9. 5. 정보공개청구(情報公開請求)
- 2002. 9. 23. 문서공개거부처분(文書公開拒否処分)
- 2002. 10. 11. 정보공개청구소송(情報公開請求訴訟)의 提起
- 2003. 3. 4. 피고 답변서 제출(被告 答弁書 提出)
- 2003. 5. 6. 원고 준비서면 제출(原告 準備書面 提出)
- 2003. 5. 14. 피고 준비서면 제출(被告 準備書面 提出)
- 2003. 5. 14. 1차 변론준비기일 진행(1次 弁論準備期日 進行)
- 2003. 6. 19. 원고 준비서면 제출(原告 準備書面 提出)
- 2003. 6. 20. 2차 변론준비기일 진행(2次 弁論準備期日 進行)
- 2003. 9. 5. 피고 준비서면 제출(被告 準備書面 提出)
- 2003. 9. 5. 3차 변론준비기일 진행(3次 弁論準備期日 進行)
- 2003. 10. 24. 4차 기일예정(4次 期日 予定)

<본건(本件) 정보공개청구소송(情報公開請求訴訟)의 의미(意味)>

원고(原告)들은 일제(日帝)강점하(強占下) 피해자(被害者)들의 대표(代表)로서, 현재(現在) 가해자(加害者)인 일본국(日本國)과 일본기업(日本企業)을 상대(相手)로 노동(労働)에 따른 임금(賃金)의 지불(支払)과 強制連行 및 이에 이은 불법행위(不法行為)를 이유(理由)로 손해배상(損害賠償)소송(訴訟)을 제기(提起) 중이거나 제기(提起)하려 하는 사람들임.

이러한 소송(訴訟)에서 <일본국(日本國)> 및 <일본기업(日本企業)>들은 일제강점기(日帝強占期)의 강제동원(強制動員) 역시 일제강점(日帝強占)이 합법(合法)임을 전제(前提)로 법령(法令)에 의한 적법(適法)한 행위(行為)로 손해배상(損害賠償)의 근거(根拠)가 되지 못한다고 주장(主張)을 하고 있고, 아울러 원고(原告)들의 청구권(請求權)은 1965. 6. 22. 한국정부(韓國政府)와 맺은 한일청구권협정(韓日請求權協定)에 의해 소멸(消滅)되었다고 주장(主張)하고 있음.

만약 이러한 일본정부(日本政府) 및 기업(企業)의 주장(主張)이 사실(事實)이라면 원고(原告)들은 일본정부(日本政府)나 기업(企業)이 아니라, 원고(原告)들의 청구권(請求權)을 소멸(消滅)시킨 <대한민국정부(大韓民國政府)>를 상대(相手)로 자신(自身)의 권리(權利)를 찾아야 하는 형편임.

그러나 <한일기본조약(韓日基本条約)>과 <한일청구권협정(韓日請求權協定)>에 의하면 원고(原告)들의 권리(權利)가 소멸(消滅)된 것인지, 아니면 정부(政府)가 가지는 외교적(外交的) 보호권(保護權)만이 소멸(消滅)되었는지 문면(文面)상으로 명백(明白)치 아니하여 해석(解釈)상의 다툼이 계속(繼續)되어 왔고, 따라서 이러한 해석(解釈)상의 다툼을 명백(明白)하게 해결(解決)하기 위해서는 조약(條約)과 협정(協定) 체결(締結)에 이르는 경위(經緯)를 반드시 참작(參酌)할 필요(必要)가 있는 것임.

실제로 이와 관련하여 부산지방법원(釜山地方法院)에서 진행중(進行中)인 미쓰비시중공업(三菱重工業) 피징용자(被徵用者) 손해배상(損害賠償) 소송(訴訟)(부산지방법원(釜山地方法院) 2000 가합 7960号 事件)에서 담당(担当)재판부(裁判部)는 해당(該當) 재판(裁判)의 판단(判斷)에 필요(必要)하다고 하면서 2003. 3. 26. 자로 외교통상부(外交通商部)측에 본건(本件) 관련문서(關連文書)에 대해 ‘문서송부촉탁(文書送付囑託)결정’을 하였으나, 외교통상부(外交通商部)장관(長官)은 담당(担当)재판부(裁判部)의 이러한 결정(決定)마저 무시(無視)하고 문서송부(文書送付)를 거부(拒否)하고 있는 바임.

<외교통상부(外交通商部)측 주장(主張) 사항(事項)의 요지(要旨)>

1. 2003. 3. 4. 자 답변서(答弁書)의 주장(主張) - 외교적(外交的) 측면(側面)

먼저 외교통상부장관(外交通商部長官)은 2003. 3. 4. 자 답변서(答弁書)를 통하여, 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)는 ‘공공기관(公共機關)의 정보공개(情報公開)에 관(關)한 법률(法律)’ 第7条 第1項 第2号 소정(所定)의 ‘공개(公開)될 경우 외교관계(外交關係) 등 국가(國家)의 중대(重大)한 이익(利益)을 해(害)할 우려(憂慮)가 있는 정보(情報)에 해당(該當)한다고 하며, 구체적(具體的) 논거(論拠)로 다음과 같은 사유(事由)를 들고 있다.

- (1). 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)시 부적절(不適切)한 반일(反日) 또는 반한 감정(反韓感情)이 고조(高調)될 가능성(可能性)이 높다는 점
- (2). 일본(日本)에서 비공개(非公開)로 결정(決定)한 이 사건(事件) 정보(情報)의 일방적(一方的) 공개(公開)는 외교적(外交的) 관례(慣例)를 깨어 외교적(外交的) 신뢰(信賴)를 손상(損傷)할 우려(憂慮)가 있다는 점
- (3). 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)는 북일(北日) 국교정상화(國交正常化) 노력(努力)을 하는 일본(日本)이 일방적(一方的)으로 불리(不利)한 입장(立場)에 처해 지도록 하는 결과(結果)를 초래(招來)하여 북일관계(北日關係) 정상화(正常化)에 부정적(否定的)인 영향(影響)을 미칠 뿐만 아니라, 그로 인하여 한일관계(韓日關係)에도 좋지 않은 영향(影響)을 미칠 가능성(可能性)이 높다는 점
- (4). 일본(日本)의 정보공개법(情報公開法)에 의하더라도 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)는 비공개(非公開)라는 점 등

관련법규정(關連法規定) : 공공기관(公共機關)의 정보공개(情報公開)에 관한 법률(法律) 第7條 第1項 2号 '공개(公開)될 경우 국가안전보장(國家安全保障), 국방(國防), 통일(統一), 외교관계(外交關係)등 국가(國家)의 중대(重大)한 이익(利益)을 해(害)할 우려(憂慮)가 있다고 인정(認定)되는 정보(情報)의 비공개(非公開)

2. 2003. 5. 14. 자 준비서면(準備書面)의 주장(主張) - 청구권(請求權)자금법(資金法) 등 관련(關連)

한편 외교통상부(外交通商部) 장관(長官)은 2003. 5. 14. 자 답변서(答弁書)를 통하여 한국정부(韓國政府)가 1965年 체결(締結)된 한일청구권협정(韓日請求權協定)에 따라 일본국(日本國)으로 받은 경제협력자금(經濟協力資金)의 일부(一部)를 가지고 만든 '청구권자금(請求權資金)의 운용(運用) 및 관리(管理)에 관(關)한 법률(法律)'(청구권자금법(請求權資金法)), '대일민간청구권(對日民間請求權) 신고(申告)에 관(關)한 법률(法律)'(청구권신고법(請求權申告法)), '대일민간청구권(對日民間請求權) 보상(補償)에 관(關)한 법률(法律)'(청구권보상법(請求權補償法)) 등(等)의 법률(法律)의 제정(制定)과 실행(施行) 등에 의해 원고(原告)들의 개인청구권(個人請求權) 소멸(消滅)된 것인 양 주장(主張)을 하고 있다.

즉, 한국정부(韓國政府)가 위 청구권자금법(請求權資金法), 청구권신고법(請求權申告法), 청구권보상법(請求權補償法)에 따라 일제강점기(日帝強占期) 피해자(被害者)들의 대일민간청구권(對日民間請求權)을 보상(補償)해 준 후, 1982. 12. 31. 법률(法律) 第3613号(청구권자금(請求權資金)의 운용(運用) 및 관리(管理)에 관(關)한 법률(法律) 폐지법(廢止法)) 및 법률(法律) 第3615(대일민간청구권(對日民間請求權) 보상(補償)에 관(關)한 법률(法律) 폐지법(廢止法))로 모두 폐지(廢止)함으로써 한국정부(韓國政府)가 일본정부(日本政府)를 대신(代身)하여 민간인(民間人)청구권(請求權)에 대한 보상(補償)을 마무리하였다고 주장(主張)하고 있다.

나아가 일제강점기(日帝強占期) 한국인(韓國人)피해자(被害者)들의 일본국(日本國) 및 일본기업(日本企業)에 대한 청구권(請求權)은 1965年 체결(締結)된 한일(韓日)청구권협정(請求權協定)의 적용(適用)을 받아 일괄(一括) 타결(妥結)된 대일민간청구권(對日民間請求權)에 포함(包含)된다고 보여진다고 하면서, 청구권(請求權)에 대한 국가(國家) 보상(補償)은 위 청구권자금법(請求權資金法), 청구권신고법(請求權申告法), 청구권보상법(請求權補償法)을 통하여 이미 이루어진 상태이고, 위 법률(法律)들이 폐지(廢止)되었으므로, 원고(原告)들이 정보공개(情報公開)를 통하여 얻으려는 이익(利益)인 '일제강점기(日帝強占期) 징용(徵用)에 따른 피해보상(被害補償)'은 이미 종결(終結)된 사안(事案)에 대한 주장(主張)에 불과하여 공개(公開)로 인한 이익(利益)을 인정(認定)하기 어렵다고 하고 있다.

그러나 이는 후술(後述)하는 바와 같이 (1) 아무런 법률적(法律的) 근거(根拠)가 없는 주장(主張)일 뿐만 아니라, (2) 그 동안의 주장(主張)에도 모순(矛盾)되는 것인 바, 결국(結局) 외교통상부측(外交通商部側)의 주장(主張)은 본 정보공개(情報公開)를 회피(回避)하기 위하여 공개(公開)로 인한 이익(利益) 자체(自体)가 없다고 하는 무리(無理)한 주장(主張)을 하는 것이라고 보인다.

3. 2003. 9. 5. 자 준비서면(準備書面)의 주장(主張) -공개(公開)거부(拒否)의 한시성(限時性)과 대상(對象)의 제한(制限)

(1). 정보공개(情報公開) 이익(利益)의 부존재(不存在) : 기존(既存)에 공개(公開)된 협정문(協定文)(한일청구권협정(韓日請求權協定), 한일청구권협정의사록(韓日請求權協定議事錄), 대일청구요강(對日請求要綱)) 및 법률(法律)(청구권자금법(請求權資金法), 청구권신고법(請求權申告法), 청구권보상법(請求權補償法)) 등 자료(資料)만 가지고도 한일(韓日) 양국(兩國)이 한일협정(韓日協定)에서 일제강점기(日帝強占期) 피해(被害) 한국인(韓國人)들의 개인청구권(個人請求權) 문제(問題)를 어떻게 해결(解決)하였고, 그 범위(範圍)는 어떻게 되는지 명확(明確)히 알 수 있다고 주장(主張) → 附錄 10 참조

(2. 공개(公開) 거부(拒否)의 한시성(限時性) : 한일(韓日) 국교정상화(國交正常化)와 관련(關連)된 문서(文書)는 북한(北韓)과 일본간(日本間) 수교교섭(修交交涉)이 진행중(進行中)인 것을 감안(勘案)하여 공개(公開)에 신중(慎重)을 기해 줄 것을 일본정부(日本政府)가 한국정부(韓國政府)에 요청(要請)하고 있다고 하며, 이에 한국정부(韓國政府)는 본건(本件) 정보(情報)의 공개여부(公開與否)와 관련(關連)하여 한일간(韓日間) 외교관계(外交關係)에 영향(影響)을 미치지 않는 시기(時期)가 되면 이를 공개(公開)한다는 방침(方針)을 가지고 있으나, 북일간(北日間) 수교교섭(修交交涉)이 가결(可決)될 때까지 한시적(限時的)으로 공개(公開)를 보류(保留)하고 있는 것이라고 주장(主張)

(3. 군위안부(軍慰安婦) 원폭피해자(原爆被害者)와 관련(關連) : 원고(原告)들 중(中) '군위안부피해자(軍慰安婦被害者), 원폭피해자(原爆被害者)'들에 대하여는 한국정부(韓國政府)가 현재(現在) 일제강점기(日帝強占期)시(時) 입은 피해(被害)를 보상(補償)하고 있으므로, 위 원고(原告)들에 대하여는 본건(本件) 정보공개(情報公開)의 이익(利益)을 인정(認定)할 수 없다고 주장(主張).

-군위안부피해자(軍慰安婦被害者) : 1993. 6. "일제하(日帝下) 일본군위안부(日本軍慰安婦)에 대한 생활안정지원법(生活安定支援法)" 제정(制定)하여, 현재(現在) 등록(登録)된 국내외(國內外)거주(居住) 군위안부피해자(軍慰安婦被害者) 133명에게 여성부(女性部) 주관(主管)하(下)에 일시금(一時金) 4,300만원을 지급(支給)하고, 매월(每月) 생활비(生活費) 60만원을 지원(支援)하고 있다고 함.

-원폭피해자(原爆被害者) : 원폭피해자관리지침(原爆被害者管理指針)에 근거(根拠)하여 일본정부(日本政府)로부터 지원금(支援金) 및 한국정부(韓國政府)의 예산(予算)을 통해 병원진료비(病院診療費) 지원(支援), 장제비 지원(葬祭費支援), 건강진단비 지원(健康診斷費支援) 등을 보건복지부(保健福祉部)와 대한적십자사(大韓赤十字社)를 통해 지원(支援)하고, 합천(陝川)의 원폭피해자복지회관(原爆被害者福祉會館)의 운영(運營)에도 관여(關與)하고 있다고 주장(主張)

<외교통상부(外交通商部)측 주장(主張)의 부당성(不當性)>

1. 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)시 부적절(不適切)한 반일(反日) 또는 반한(反韓) 감정(感情)이 고조(高調)될 가능성(可能性)이 높다는 주장(主張)과 관련(關連)

----- 위 주장(主張)은 우리 국민(國民)들의 의식수준(意識水準)을 극히 낮게 보고 있을 뿐만이 아니라, 진정(真正)한 반일감정(反日感情)의 뿌리를 이해하지 못한데서 비롯되는

주장(主張)에 불과하고, 그 진정(真正)한 의도(意圖)는 일제강점기(日帝強占期)의 피해자(被害者)들의 배상(賠償)에 대한 요구(要求)를 제대로 관철(觀徹)시키지 못한 한국정부(韓國政府)의 잘못이 드러나는 것을 두려워하는 것임.

현재(現在) 한일간(韓日間)에 종종 등장(登場)하는 반일감정(反日感情)의 근본(根本)은 가해자(加害者)인 일본(日本)이 침략전쟁(侵略戰爭)과 이에 따른 한국민(韓國民)의 희생(犧牲)을 철저히 무시(無視)하고 역사(歷史)를 왜곡(歪曲)하는 데서 비롯되는 것인데, 그리함에도 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)로 인하여 부적절(不適切)한 반일(反日), 반한(反韓) 감정(感情)이 고조(高調)될 가능성(可能性)이 높다는 것은 이 사건(事件) 정보(情報)의 부도덕성(不道德性)만을 스스로 시인(是認)할 뿐임.

오히려 이 사건(事件) 정보(情報)의 비공개(非公開)야말로 반일감정(反日感情)을 조장(助長)하는 또 다른 씨앗이 된다고 보이는 바, 문제(問題)는 덮어놓는다고 해결(解決)이 되는 것이 아니고, 상처(傷處)는 치유하지 않고 숨기려 하면 더욱 악화(惡化)하는 것이며, 문제(問題)된 부분(部分)은 공개(公開)를 하고 이를 기초(基礎)로 그에 맞는 처방(処方)을 도모(圖謀)하여야 하는 것이 정도(正道)임.

2. 일본(日本)에서 비공개(非公開)로 결정(決定)한 이 사건(事件) 정보(情報)의 일방적(一方的) 공개(公開)는 외교적(外交的) 관례(慣例)를 깨어 외교적(外交的) 신뢰(信賴)를 손상(損傷)할 우려(憂慮)가 있다는 주장(主張)과 관련(關連)

----- 지난 2002. 9. 17. 자 북한(北韓)과 일본간(日本間)의 평양선언(平壤宣言)에 따라 북한(北韓)에 있는 피납자(被拉者) 수명이 일본(日本)에 송환(送還)되었는데, 당시 북한측(北韓側)은 일본(日本)과의 관계(關係) 개선(改善)을 위해 일본측(日本側)의 재송환(再送還) 약속(約束)을 믿고 일시(一時) 송환(送還)하였던 것임. 그런데 일본측(日本側)은 자신(自身)의 국민(國民)인 피해자(被害者)들이 일본측(日本側)에 돌아오자마자, 북한(北韓)당국(當局)과의 외교적(外交的) 약속(約束)을 깨고 그들을 돌려보내지 않고 있어 그후 수교교섭(修交交涉)에 진전(進展)을 이루고 있지 못하고 있음.

일본측(日本側)의 이러한 태도(態度)는 철저(徹底)한 자국민(自國民) 보호(保護)가 일본(日本) 외교(外交)의 기본원칙(基本原則)이며, 자국민(自國民) 보호(保護)를 위하여는 외국정부(外國政府)와의 약속(約束)도 파기(破棄)할 수 있다는 것이 일본외교(日本外交)의 기본(基本)이라는 것을 잘 보여 주고 있음.

그런데도 불구하고 우리 정부(政府)는 약 750만명이 넘는 강제연행(強制連行)(일종(一種)의 납치(拉致)) 피해자(被害者)들의 문제(問題)에 있어 일본측(日本側)과의 외교적(外交的) 관례(慣例) 운운(云云)하며 이의 공개(公開)조차 거부(拒否)하는 것은 도대체 우리 정부(政府)가 누구를 보호(保護)하기 위해 존재(存在)하는가 근본적(根本的)인 의문(疑問)을

던지는 일이라 아니할 수 없음.

우리 정부(政府)가 과연 우리 국민(國民)을 보호(保護)하는 것을 우선(優先)하고 있는 것인지, 일본정부(日本政府)의 입장(立場)을 대변(代弁)하기 위해 있는 것인지 의문(疑問)임.

3. 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)는 북일(北日)국교정상화(國交正常化) 노력(努力)을 하는 일본(日本)이 일방적(一方的)으로 불리(不利)한 입장(立場)에 처해 지도록 하는 결과(結果)를 초래(招來)하여 북일관계(北日關係) 정상화(正常化)에 부정적(否定的)인 영향(影響)을 미칠 뿐만 아니라, 그로 인하여 한일관계(韓日關係)에도 좋지 않은 영향(影響)을 미칠 가능성(可能性)이 높다는 주장(主張)과 관련(關連)

--- 일제강점하(日帝強占下)의 피해(被害)는 민족문제(民族問題)로 남북한(南北韓) 정권(政權)의 문제(問題)를 떠나 민족적(民族的) 차원(次元)에서 공조(共助)할 문제(問題)인바, 가사 진실(眞實)의 공개(公開)에 의해 일본측(日本側)의 교섭력(交涉力)을 약화(弱化)시키는 점이 있다면 이는 당연(當然)히 일본정부(日本政府)가 수인하여야 할 사항(事項)이지, 이를 근거(根拠)로 우리 정부(政府)가 공개(公開)를 할 수가 없다는 것은 이해(利害)하기 힘들.

북일간(北日間)의 교섭(交涉)에서도 일본측(日本側)은 일제강점(日帝強占)의 합법성(合法性)을 주장(主張)하며 경제난(經濟難)에 빠진 북한측(北韓側)을 압박(壓迫)하며 그들의 요구(要求)대로 교섭(交涉)을 하고 있음은 주지(主知)의 사실(事實)인데, 만약 일본측(日本側)의 북한측(北韓側)의 궁박(窮迫)한 사정(事情)을 이용하여 현저히 공정(公正)에 반(反)하는 협정(協定)을 강요(強要)하였을 경우 이는 장기적(長期的)으로 보아 결코 일본측(日本側)에 이익(利益)이 되지 않는 것임

오히려 냉전하(冷戰下)에 일방적(一方的)으로 맺어진 굴욕적(屈辱的) 한일협정(韓日協定)을 지금이라도 함께 개정(改正)하여 과거사(過去事)를 국제기준(國制基準)과 상식(常識)에 맞게 처리(處理)하고 바람직한 한일관계(韓日關係)를 만들어 가는 것이 진정한(眞正)한 신뢰관계(信賴關係)에 부합(附合)하는 것임.

4. 일본(日本)의 정보공개법(情報公開法)에 의하더라도 이 사건(事件) 정보(情報)의 공개(公開)는 비공개(非公開)라는 주장(主張)과 관련(關連)

--- 위 사유(事由)는 외국(外國)의 정보공개법(情報公開法)이 공개(公開)를 금지(禁止)하는 정보(情報)를 비공개(非公開)한다고 하는 조항(條項)이 없는 우리 법조문상(法條文上) 정당(正當)한 사유(事由)가 되지 못함.

5. 한국정부(韓國政府)가 청구권자금법(請求權資金法), 청구권신고법(請求權申告法), 청구권보상법(請求權補償法)에 따라 일제강점기(日帝強占期) 피해자(被害者)들의 대일민간청구권(對日民間請求權)을 보상(補償)해 주어 한국정부(韓國政府)가 일본정부(日本政府)를 대신(代身)하여 민간인(民間人)청구권(請求權)에 대한 보상(補償)을 마무리하였다고 주장(主張)과 관련(關連).

(가) --- 위 주장(主張)은 법률적(法律的) 근거(根拠)가 없음

(1) 위 법률(法律)들은 한국정부(韓國政府)가 자국민(自國民)에 대하여 가지는 외교적(外交的) 보호권(保護權)을 포기(拋棄)함으로써 인하여 자국민(自國民)의 권리구제(權利救濟)가 현저히 어려워 질 것을 고려(考慮)하여, 그 대상적(代償的) 조치(措置)로 광범위(廣範圍)한 재량(裁量)을 통해 만들어진 것이지 위 법률(法律)에 의해 원고(原告)들이 가진 재산권(財産權)이 소멸(消滅)되었다고 주장(主張)을 하는 것은 아무런 근거(根拠)가 없는 것임

우리 헌법(憲法)에 의하면 공공(公共)필요(必要)에 의한 재산권(財産權)의 수용(收用), 사용(使用) 또는 제한(制限) 및 그에 대한 보상(補償)은 법률(法律)로서 하되 정당(正當)한 보상(補償)을 지급(支給)하여야 한다고 헌법상(憲法上) 규정(規定)되어 있고, 그 재산권(財産權)의 제한(制限)이 정당성(正當性)을 가지기 위해서는 공공(公共)의 필요(必要)가 있어야 하고, 법률(法律)의 형식(形式)에 의하되 정당(正當)한 보상(補償)이 있어야 하며, 아울러 공공(公共)의 필요(必要)에 의해 재산권(財産權)을 제한(制限)하는 경우에도 재산권(財産權)의 본질적(本質的) 내용(內容)의 침해(侵害)는 인정(認定)되지 아니함.

그런 점에서 보면 원고(原告)들의 재산권(財産權)에 대해 우리 정부(政府)가 수용(收用) 내지 제한(制限)을 하였다고 볼 아무런 법률(法律)도 가지고 있지 아니하고, 더 나아가 원고(原告)들의 재산권(財産權)에 대해 정당(正當)한 보상(補償)을 한 아무런 근거(根拠)도 없는 것임.

(2) 가사 위 세 가지 법률(法律)의 제정(制定)과 시행(施行)에 의해 마치 원고(原告)들의 재산권(財産權)을 수용(收用)한 것인 양 주장(主張)을 한다면, 위 법률(法律)들은 우리 헌법(憲法)에 위반(違反)되는 위헌(違憲) 법률(法律)임을 스스로 시인(是認)하는 것임

예를 들어 외교통상부(外交通商部)측은 마치 '청구권신고법(請求權申告法)'과 '청구권보상법(請求權補償法)'을 만들어 마치 원고(原告)들에게도 보상(補償)을 한 것인 양 주장(主張)을 하나, 원고(原告)들이 현재(現在) 채무자(債務者)인 일본정부(日本政府)나 일본기업(日本企業)에 대해 주장(主張)하고 있는 청구권(請求權)은 위 청구권신고법(請求權申告法)의 신고대상(申告對象)에 조차도 들어가 있지 않았음.

(3) 뿐만 아니라 외교통상부(外交通商部)측은 우리 정부(政府)가 일본정부(日本政府)를 대신(代身)하여 일본정부(日本政府)의 채무(債務)에 대해 대위변제(代位弁濟)를 한 것인

양 주장(主張)을 하고 있으나, 이는 전혀 근거(根拠)가 없는 것임.

현재(現在) 원고(原告)들에 대한 채무자(債務者)는 일본정부(日本政府)만이 아니고 원고(原告)들이 일한 일본(日本)의 기업(企業)들도 상당수 있는데, 어떻게 일본기업(日本企業)에 대한 채무(債務)를 우리 정부(政府)가 대위변제(代位弁濟)하였다는 것인지 납득(納得)을 하기 어려움. 무엇보다 원고(原告)들은 채무자(債務者)인 일본정부(日本政府)나 일본기업(日本企業)은 커녕 그 대위변제자(代位弁濟者)로 주장(主張)을 하는 우리 정부(政府)로부터 지금까지 아무런 변제(弁濟)를 못 받고 있는 상황(狀況)에서 채무자(債務者)인 일본정부(日本政府)와 일본기업(日本企業)에 대한 원고(原告)들의 권리(權利)의 소멸(消滅)을 주장(主張)하는 것은 더더욱 부당(不當)하며, 나아가 우리 정부(政府)가 나서서 일본정부(日本政府)와 일본기업(日本企業)에 대한 원고(原告)들의 권리(權利)의 소멸(消滅)을 주장(主張)하는 것은 부당(不當)하며 아무런 법률적(法律的) 근거(根拠)도 없는 것임.

(나) --- 위 주장(主張)은 우리 정부(政府)의 이전의 입장(立場)과도 모순(矛盾)됨

(1) <1991. 7. 10.> 국회(国会)에서 당시(當時) 이상옥(李相玉) 외무장관(外務長官)은 “정부(政府)레벨에서는, 1965년 한일(韓日)국교정상화(國交正常化) 당시(當時)에 체결(締結)된, 청구권(請求權) 및 경제협력협정(經濟協力協定)을 통해 이 문제(問題)가 일단락(一段落) 되었다”라고 발언(發言)한 바 있었는데, <1995. 9. 20> 국회(国会) 통일외무위원회(統一外務委員會)에서 당시(當時) 공노명(孔魯明) 외무장관(外務長官)은 “우리 정부(政府)는 1965년 한일협정(韓日協定)체결(締結)로 일단 일본(日本)에 대해서 정부(政府)차원(次元)에서의 금전적(金錢的) 보상(補償)은 일단락(一段落)된 것으로 이렇게 보고”라고 하면서 정부(政府) 차원(次元)의 문제(問題) 해결(解決), 다시 말해 외교적(外交的) 보호권(保護權)의 포기(拋棄)를 인정(認定)하는 한편, “개인적(個人的)인 청구권(請求權)에 대해서는 정부(政府)가 그것을 인정(認定)을 하고 있다”라고 하여 개인(個人)의 청구권(請求權)은 소멸(消滅)되지 않았음을 확인(確認)한 바 있음.

아울러 <1997. 11. 6.>에도 국회(国会)에서 피고(被告)는 “정부(政府)는 도덕적(道德的) 우위(優位)의 차원(次元)에서 일본(日本)에 대해 정부(政府)차원(次元)의 배상(賠償)을 요구(要求)하지는 않으나, 우리 피해자(被害者)들이 일본정부(日本政府)로부터 개별적(個別)인 국가배상(國家賠償)을 받을 수 있다는 입장(立場)이며, 이 같은 내용(內容)을 포함(包含)하고 있는 1996년 4월 유엔인권위원회(國連人權委員會) 특별보고관(特別報告官)의 권고(勸告)사항(事項)을 일본측(日本側)이 성의(誠意)를 갖고 자발적(自發的)으로 이행(履行)할 것을 촉구(促求)해오고 있습니다”라고 답변(答弁)한 바 있음.

(2) 그리고 <2000. 10. 9.> 김원웅(金元雄) 국회의원(國會議員)이, “우리 정부(政府)는 일본정부(日本政府)가 주장(主張)하는 바처럼 65년 한일협정(韓日協定)으로 모든 배상(賠

償)이 끝났다고 보는지? 만약 정부(政府)가 배상(賠償)이 끝났다고 본다면 그 이유(理由)는 무엇이며? 그것이 국가간(國家間)의 배상(賠償)이 끝났다는 것인지? 아니면 개인(個人)의 배상(賠償)까지 끝났다고 보는지? 정부(政府)의 공식(公式) 입장(立場)을 밝혀 주시기 바랍니다”라고 서면(書面) 질의(質疑)한 데 대하여, <2000. 10. 25.> 당시(當時) 이정빈(李廷彬) 외교통상부장관(外交通商部長官)은 서면답변서(書面答弁書)를 통해, “한일(韓日) 양국(兩國) 정부(政府)는 피징병(被徵兵) 징용자(徵用者)의 배상(賠償) 등 양국간(兩國間) 청구권(請求權)에 관(關)한 문제(問題)를 해결(解決)하기 위하여 1965년 [대한민국(大韓民國)과 일본국(日本國)간(間)의 재산(財産) 및 청구권(請求權)에 관(關)한 문제(問題)의 해결(解決)과 경제협력(經濟協力)에 관(關)한 협정(協定)]을 체결(締結)하여 양국(兩國) 정부간(政府間)에 청구권문제(請求權問題)를 일단락(一段落) 지은 바 있습니다. 다만, 정부(政府)로서는 [청구권협정(請求權協定)]이 개인(個人)의 청구권(請求權) 소송(訴訟) 등 재판(裁判)을 제기(提起)할 권리(權利)에는 영향(影響)을 미치지 않는다는 입장(立場)입니다”라고 재확인(再確認)했던 바 있음.

(3) 또한 미국(米國)에서 소송(訴訟)을 진행중(進行中)인 변호인단(弁護人團) 앞으로 보낸 <2001. 7. 19.> 자 주미국(駐米國) 대한민국(大韓民國) 대사(大使) 양성철(梁性喆)의 답신(答申)에 의하면 “군대위안부(軍隊慰安婦) 문제(問題)는 인도(人道)에 반(反)하는 중대(重大)한 국가(國家) 범죄(犯罪)로서 일본(日本)의 국가책임(國家責任)이 있다는 것이 우리 정부(政府)의 확고(確固)한 입장(立場)입니다. 한일청구권협정(韓日請求權協定) 체결(締結) 당시(當時) 군대위안부(軍隊慰安婦)문제(問題)가 상정(上程)되거나 논의(論議)된 바 없으나, 우리 정부(政府)는 1993년 일본정부(日本政府)에 대하여 금전적(金錢的) 배상(賠償)을 요구(要求)하지 않는 대신 철저(徹底)한 진상규명(真相糾明)과 진정(真正)한 사죄(謝罪)와 반성(反省)을 촉구(促求)하는 방침(方針)을 천명(闡明)하면서 이러한 우리 정부(政府)의 입장(立場)이 피해자(被害者) 개개인의 일본정부(日本政府)를 상대(相對)로 한 소송(訴訟)을 제기(提起)하는데 영향(影響)을 미치는 것이 아님을 밝힌 바 있습니다”라고 회신(回申)을 하였음.

(4) 위와 같이 피고(被告)는 계속하여 한일(韓日)청구권협정(請求權協定)이 개인(個人)의 청구권(請求權)에는 영향(影響)을 미치지 않는다고 주장(主張)을 하여 왔는데, 이러한 종전(從前)의 주장(主張)에 반(反)하여 왜 이제 와서 모순(矛盾)된 주장(主張)을 본 법정(法定)에서 하는 것인지 알 수 없는 바, 이는 오로지 청구권협정(請求權協定)문서(文書)의 공개(公開)만을 거부(拒否)하기 위해 무리(無理)한 법률적(法律的) 주장(主張)을 하고 있는 것이라고 볼 수 밖에 없음.

對日民間請求權 關連 訴訟의 現況과 課題

太平洋戰爭被害者補償推進協議會
事務局長 金銀植

1. 경과(經過)

- 1945. 8. 15 : 일본항복(日本降伏). 세계제2차세계대전(世界第2次世界大戰) 종전(終戰)
- 1951. 9. 8 : 샌프란시스코 강화조약(講和條約) 체결(締結). 일본국권회복(日本國權回復)
- 1952. 2. 15 : 동경(東京)에서 국교정상화(國交正常化) 第1次 교섭개시(交涉開始). 청구권(請求權) 8항목(項目) 제시(提示)
- 1965. 6. 22 : 「한일기본조약(韓日基本條約)」, 「청구권협정(請求權協定)」 등 체결(締結) (일본(日本)이 무상(無償) 3억불(億弗), 유상(有償) 2억불(億弗), 상업차관(商業借款) 3억불(億弗)을 10년간(年間) 분할(分割)하여 제공(提供))
- 1966. 2. 19 : 「청구권자금(請求權資金)의 운용(運用) 및 관리(管理)에 관(關)한 법률(法律)」 제정(制定) 공포(公布)(法律 第1741号)
- 1971. 1. 19 : 「대일민간청구권(對日民間請求權)신고(申告)에 관(關)한 법률(法律)」 제정(制定) 공포(公布)(法律 第2287号)
- 1971.5 - 1972. 3 : 대일민간청구권(對日民間請求權) 신고(申告) 접수(接受)
- 1974. 12. 21 : 「대일민간청구권(對日民間請求權) 보상(補償)에 관(關)한 법률(法律)」 제정(制定) 공포(公布)(法律 第2685号)
- 1982. 12. 31 : 상기(上記) 3법(法) 법률(法律)로 폐지(廢止)

2. 대일민간청구권(對日民間請求權) 관련(關連) 소송(訴訟)

→ 裁判 現狀 整理 表

- 1) 1970. 11. 30. 선고 70다1376 판결(判決), 1970. 12. 22. 선고 70다1403 판결(判決)
 사건명(事件名) : 보상금(補償金)
 사건개요(事件概要) : 군정법령(軍政法令) 第57号에 의하여 원고(原告)들이 일본(日本) 은행권(銀行券)을 예입(預入)하였으나 이에 대한 청구권(請求權)을 행사(行)할 수 없는 것은 헌법(憲法)에 위배(違背)된다고 제소(提訴)
 원고(原告), 상고인(上告人) : 일본(日本)은행권(銀行券)을 예입(預入)한 자(者)
 피고(被告), 피상고인(被上告人) : 대한민국(大韓民國)
 재판부(裁判部) : 대법원(大法院)
 판결(判決) : 원고(原告) 패소(敗訴)
 판결내용(判決內容) : 원고(原告)들의 청구(請求)가 대일민간청구권(對日民間請求權)의 1에 해당(該當)하며, '청구권자금법(請求權資金法)'에 청구권(請求權) 자금(資金)

중에서 보상(補償)해야 한다는 규정(規定)은 있으나, 보상기준(補償基準), 종류(種類), 한도(限度)에 대한 별도(別途) 법률(法律)이 제정(制定)되어 있지 않아 기각(棄却).

2) 1977. 2. 22. 선고 76누263 판결(判決)

사건명(事件名) : 대일민간청구권수리신고등,수리거부처분취소(對日民間請求權受理申告等,受理拒否処分取消)
 사건개요(事件概要) : 원고(原告)들이 대일민간청구권(對日民間請求權) 보험(保險)에 대하여 신고(申告)를 하였으나 재경부(財經部)에서 수리거부처분(受理拒否処分) 신고(申告)를 받고, 이의 결정문(決定文)의 수리(受理)가 늦어져 출소기간(出所期間)을 초과하여 제소(提訴)하게 된 것이 국가(國家)의 책임(責任)인지 여부(與否) 판단(判斷)
 원고(原告), 상고인(上告人) : 대일민간청구권(對日民間請求權) 보험신고자(保險申告者)3名
 피고(被告), 피상고인(被上告人) : 재무부장관(財務部長官)
 재판소(裁判所) : 대법원(大法院)
 판결(判決) : 피고 패소(被告敗訴)
 판결내용(判決內容) : 원고(原告)들이 대일민간청구권(對日民間請求權) 보험신고액(保險申告額)으로 신고(申告)를 했으나 재경부장관(財務部長官)의 기각결정통지서(棄却決定通知書)를 보통우편(普通郵便)으로 보내 출소기간(出訴期間)을 초과한 이후에 확인(確認)하여 소(訴)를 제기(提起). 고등법원(高等法院)에서 기각(棄却)한 데 대하여, 우편제도(郵便制度)상 배달증명(配達證明)등 수리여부(受理與否)를 확인(確認)할 수 있는 제도(制度)를 구비(具備)하고 있음에도 우편(郵便)의 수리여부(受理與否)를 확인(確認)할 수 없는 일반우편(一般郵便)으로 송달(送達)한 것은 피고(被告)의 책임(責任).

3) 1979. 12. 11. 선고 79누131 판결(判決)

사건명(事件名) : 대일민간청구권수리신고등,수리거부처분취소(對日民間請求權受理申告等,受理拒否処分取消)
 사건개요(事件概要) : 부국징병보험상호회사(富國徵兵保險相互會社)에 생명보험(生命保險)의 일종(一種)인 생존보험(生存保險)에 가입(加入)한 자(者)가 보험금(保險金) 또는 보험료(保險料)의 청구권(請求權)이 있다고 주장(主張)하며 이의 지급(支給)을 청구(請求)한 재판(裁判)
 원고(原告), 피상고인(被上告人) : 생존보험(生存保險) 소지자(所持有者) 2名
 피고(被告), 상고인(上告人) : 재무부장관(財務部長官)
 재판소(裁判所) : 대법원(大法院)
 판결(判決) : 원고 승소(原告勝訴)
 판결내용(判決內容) : '청구권신고법(請求權申告法)'에 '일본국(日本國)에 본점(本店)을 둔 일본국(日本國)의 생명보험회사(生命保險會社)에 대한민국(大韓民國) 또는

일본국(日本國)에서 납입(納入)한 보험료(保險料)와 수취(收取)하게 된 보험금(保險金)을 지급(支給)하도록 규정(規定). '청구권자금법(請求權資金法)' 규정(規定)에 비추어 생존보험(生存保險)까지도 포함(包含)한 생명보험(生命保險)의 경우(境遇)를 가리키는 것이라고 봄이 상당(相當)하므로 부국징병보험상호회사(富國徵兵保險相互會社)에 생명보험(生命保險)의 일종(一種)인 생존보험(生存保險)에 가입(加入)하였으므로 보험금(保險金) 또는 보험료(保險料)의 청구권(請求權)이 있다.

4) 1996. 10. 31. 94헌마204

사건명(事件名) : 입법부작위 위헌확인(立法不作為 違憲確認)

사건개요(事件概要) : 사건(事件)의 개요(概要) 청구인(請求人)은 1942年頃 만주국(滿洲國) 일본국(日本國) 소유(所有) 주식회사(株式會社) 만주(滿洲)광산(鎭山) 승덕출장소(出張所) 직원(職員)으로 입사(入社)하여 3年間 종사(從事)하다가, 1945. 8. 21. 만주(滿洲) 安東(현재 단둥)에 도착(到着)한 후(後) 해방(解放)이 된 사실(事實)조차도 모른 채, 그동안(3年間) 피땀흘려 모았던 일본국(日本國) 화폐(貨幣) 합계금(合計金) 17,900원(圓)을 고향(故鄉)으로 송금(送金)하고, 1945. 11. 경 월남(越南)하여 '청구권보상법(請求權補償法)'이 공포(公布)시행(施行)되었으나 그 대상(對象)은 1945. 8. 15. 이전(以前)의 대일민간인청구권(大日民間人請求權)이기 때문에, 보상(補償)받지 못하도록 한 것은 1945. 8.15 이후(以後)에 비통상적(非通常的)으로 이루어진 대일민간청구권(對日民間請求權) 보상(補償)입법(立法)을 하지 않은 입법부작위(立法不作為)로 인하여 기본권(基本權)이 침해(侵害)되었는지의 여부(與否).

청구인(請求人) : 사건(事件) 관련자(關連者) 1명

재판소(裁判所) : 헌법재판소(憲法裁判所)

주문(主文) : 심판청구각하(審判請求却下)

심판내용(審判內容) : 청구인(請求人)은 해방(解放)된 사실(事實)을 모르고 이루어진 1945. 8. 15. 이후(以後)의 대일민간청구권(對日民間請求權)의 보상(補償)에 관(關)하여는 아무런 규정(規定)을 두지 아니하여 청구인(請求人)의 평등권(平等權)과 재산권(財産權)을 침해(侵害)받았다 주장(主張). 이에 대한 판단(判斷)으로 청구기간(請求期間)의 기산점(起算點)은 헌법재판소(憲法裁判所)가 구성(構成)된 1988. 9. 19.이라고 함이 우리 재판소(裁判所)의 확립(確立)된 판례(判例)이나, 청구인(請求人)의 이 사건(事件) 헌법소원(憲法訴願)은 1988. 9. 19.부터 헌법재판소법(憲法裁判所法) 청구기간(請求期間)인 180일을 훨씬 경과(經過)한 1994. 9. 27.에 제기(提起)되었으므로 그 청구기간(請求期間)을 초과하였기에 각하(却下). (재판관(裁判官) 9명중 3명은 기각(棄却)판결(判決)과 다른 의견(意見))

5) 1996. 11. 28. 95헌마161

사건명(事件名) : 입법부작위(立法不作為) 위헌(違憲)확인(確認)

사건개요(事件概要) : 강제(強制)징집(徵集)되어 미얀마 전투(戰鬪)에서 오른 팔을 절단(切斷)당하는 부상(負傷)을 입었으나 아무런 보상(補償)도 받지 못한 채 귀국(歸國)하였음에도, '청구권보상법(請求權補償法)'이 사망자(死亡者)에 대해서만 보상(補償)을 규정(規定)하고 있고 부상자(負傷者)에 대해서 아무런 규정(規定)을 두지 않아 청구인(請求人)의 평등권(平等權) 등 기본권(基本權)을 침해(侵害)받고 있다고 주장(主張)하며 헌법소원(憲法訴願)심판(審判)을 청구(請求).

청구인(請求人) : 사건(事件) 관련자(關連者) 1명(김성수(金成壽))

주문(主文) : 심판청구(審判請求) 각하(却下)

심판내용(審判內容) : 앞서의 판결(判決)과 마찬가지로 헌법재판소(憲法裁判所)가 설립(設立)된 1988. 9. 19.後 180일을 훨씬 경과(經過)한 1999. 5. 30.에 청구(請求)되었으므로 기각(棄却)한다. (재판관(裁判官) 9명중 3명은 기각판결(棄却判決)과 다른 의견(意見))

6) 2000. 3. 30. 98헌마206

사건명(事件名) : 중재요청불이행위헌확인(仲裁要請不履行違憲確認)

사건개요(事件概要) : 우리나라 정부(政府)가 재일한국인(在日韓國人) 피징용부상자(被徵用負傷者)들의 보상(補償)청구권(請求權)이 이 사건(事件) 협정(協定)에 의해서 타결(妥結)된 것인지 여부(與否)에 관한 한(韓)·일(日) 양국 정부(兩國政府)간의 의견차이(意見差異)를 해소(解消)하기 위하여 중재회부(仲裁回附)를 하지 아니한 것이 헌법(憲法)에 위반(違反)되는지 여부(與否).

청구인(請求人) : 재일(在日) 한국인(韓國人) 피징용부상자(被徵用負傷者) 4명

주문(主文) : 심판청구(審判請求) 각하(却下)

심판내용(審判內容) : 청구인(請求人)들은 한일협정(韓日協定)의 해석(解釋)상 재일 한국인(在日韓國人)의 청구권(請求權)이 한일(韓日) 양국(兩國)간의 청구권협정(請求權協定)에 포함(包含)되는 것인지에 대한 의견(意見)차이(差異)가 있고, 양국(兩國) 정부간(政府間)에 협정(協定)의 해석(解釋)에 관(關)하여 다툼이 있을 경우에는 중재(仲裁)에 의하여 해결(解決)하도록 되어 있고, 재외국민보호의무(在外國民保護義務)에 비추어 이 사건(事件) 협정(協定)의 해석(解釋)을 둘러싼 양국(兩國)간의 견해(見解)차이(差異)를 해결(解決)하여 청구인(請求人)들의 권리(權利)를 보호(保護)하여줄 의무(義務)가 있으나 이를 행사(行使)하지 않고 있는데 대한 헌법소원(憲法訴願). 이에 대한 판단(判斷)으로 공권력(公權力)의 주체(主體)가 공권력(公權力) 행사(行使)를 청구(請求)할 수 있음에도 이를 하지 않는 경우(境遇)에 해당(該當)하지 않으므로 재판관(裁判官) 전원일치(全員一致)로 기각(棄却).

日帝強制動員被害者問題の解決を模索するための
韓・米・日ワークショップ

1. 目的

- 1) 韓・米・日の各国で展開されている戦後補償裁判の現状と今後の課題を模索するため。
- 2) 韓・米・日の各国で展開されている立法化運動の推進状況を把握し、相互協力関係を築く。
- 3) 強制動員被害者問題の総合的な解決方法を模索し共同の連帯戦線を構築する。
- 4) 強制動員被害者問題の迅速な解決を求める共同の宣言を採択し、その実現のために共に努力する。

2. 概要

- 1) 日時： 2003年 9月 20日(土) 午後 4時 ~ 21日(日) 12時
- 2) 主催： 太平洋戦争被害者補償推進協議会（韓国）、強制連行全国ネット（日本）
- 3) 後援： 日帝強占下強制動員被害真相糾明特別法制定推進委員会
反省と和解のための統一時代民族文化財団
法と社会理論学会
- 4) 場所： 大韓民国 ソウル大の法大近代法学100周年記念館大講堂
- 5) 詳細日程

2003年 9月 20日(土)

- 午後 3時 40分 ~ 4時 00分： 参加者登録
午後 4時 00分 ~ 4時 30分： 主催側挨拶および来賓紹介
午後 4時 30分 ~ 6時 00分： 韓国側の戦後補償裁判報告
- 崔鳳泰弁護士 報告(三菱釜山裁判担当)
- 金晋局弁護士 報告(韓日協定外交文書公開訴訟担当)
- 金銀植事務局長 報告(太平洋戦争被害者補償推進協議会)
午後 6時 00分 ~ 7時 00分： 夕食(弁当)
午後 7時 00分 ~ 8時 30分： 米国側の戦後補償裁判報告
- Robert Choo 弁護士 報告(在美韓人弁護士) 外
午後 8時 30分 ~ 8時 45分： 休憩
午後 8時 45分 ~ 10時 30分： 日本側の戦後補償裁判報告
- 在間秀和弁護士 報告(三菱広島被爆徴用工裁判担当)
- 島田宏弁護士 報告(不二越勤労挺身隊裁判担当)

- 足立修一弁護士 報告(韓国人原爆被害者裁判担当)
- 藤井浩一弁護士 報告(名古屋三菱勤労挺身隊裁判担当)
- 長谷川直彦弁護士 報告(日本製鉄釜石裁判担当)
- 谷川透 報告(強制連行全国ネット)

午後 10時30分 ~ : 閉会および交流会

2003年 9月 21日(日)

- 午前 9時 00分 ~ 10時 30分： 企業相手の裁判に関する戦略討論会
- 木野村間一郎 報告(花岡裁判支援連絡会議)、
中田光信 報告と提案(日本製鉄元徴用工裁判支援会)、
矢野秀喜 報告と提案(強制連行全国ネット)
- 討論者は各報告者
午前10時 30分 ~ 10時 45分： 休憩
午前10時 45分 ~ 12時 15分： 政府相手の裁判に関する戦略討論会
- 金銀植 提案(太平洋戦争被害者補償推進協議会)、
金昌録 提案(釜山大学校 法学大学 教授)、
- 討論者は各報告者
午後12時 15分 ~ 1時 30分： 昼食後解散

在韓軍人軍属 (GUNGUN) 裁判レポート

2003年9月20日、21日
在韓軍人軍属裁判を支援する会

1 在韓軍人軍属裁判とは

① 提訴の概要

(原告)

在韓の元日本軍人軍属生存者と遺族

(太平洋戦争韓国犠牲者遺族会・太平洋戦争被害者補償推進協議会の会員)

2001年6月29日 東京地方裁判所に原告252名が提訴。

2003年6月14日 原告164名が第二次提訴。(計416名)

(請求内容) 一次 2,460,187,672円

二次 1,749,319,786円

- ・生死確認、遺骨返還
- ・未払い賃金・軍事郵便貯金の返還
- ・靖国合祀絶止
- ・シベリア抑留中の未払い賃金 (特に二次提訴)
- ・損害賠償、謝罪

② 経過と争点

提訴後、訴訟救助に時間を要したが、第1回口頭弁論が2002年4月26日に行われ、今月9月11日の第8回口頭弁論に至っている。次回期日は、11月20日、次々回は、12月17日。二次提訴は併合予定で、現在訴訟救助の手続き中。

提訴以降、双方から準備書面や答弁書を提出。特に論争になっているのは、靖国合祀、日韓請求権協定、国家無答責問題など。靖国合祀では、「合祀は国と靖国神社が一体で行なった」というこちらの主張に対して、国は「合祀通知は援護事務の一環」として、何の実態的被害もないと主張。

未払い金では、国は「日韓請求権協定とそれを踏まえた法律144号によって解決済みであり、原告に請求権はない」と主張。国は国家無答責論についても主張。

③ 今後の展開

- ・安全配慮義務について、6月第7回口頭弁論で準備書面を提出。(次回にも提出予定)

(1943年1月ニューギニア・ギルワで戦死した3人(原告の父)について、すでにその前に何度も作戦に失敗しているにもかかわらず、「明らかに無謀な作戦による損害を防止すべき義務に違反し、飢餓に落とし入れ、ギルワに放置し、戦死にいたらしめた」と。また、戦後浮島丸に乗船して爆沈した原告の父について、安全に運送する義務を負っていたが、「この義務を怠り死に至らしめた」と国の責任の存在を主張。)

- ・靖国合祀が「いかに韓国の習俗に反するものであるか」を立証するために、韓国人宗教・民俗学者による「鑑定意見書」を9月第8回口頭弁論で提出。
- ・日韓請求権協定・法律144号の違憲性を立証するために、日本人憲法学者による「鑑定意見書」を次回口頭弁論で提出予定。
- ・国家無答責論では、7月22日東京高裁判決「現行憲法及び裁判所法の下においては『国家無答責の法理』に正当性ないし合理性を見出すことはできない」を踏まえて、反論していく。

2. 対政府、靖国神社交渉

2002年4月から、口頭弁論期日ごとに原告を招請し、遺骨の返還、靖国合祀の取消し、未払い金の返還、死亡未通知問題等について対政府交渉(厚生労働省、法務省)を行ってきた。

また、靖国神社に対しても合祀取消しの申し入れを継続して行ってきた。

厚生労働省については、係争中であっても本人の事実確認など「実務的なレベルではやりとりを続ける」ことを確認してきている。

<遺骨>については、「未返還の遺骨については返還したい」(2002年4月26日)

「1969年8月の日韓定期閣僚会議の相互理解で『確認できる遺族及び縁故者に当該遺骨を引渡す』ことが確認されている。」ことを文書で回答させ(同6月)、

「個別に遺族から照会があった場合、誠意をもって『日本で保管』『返還済み』『不明』の別について対応する」(同7月3日)ことを確認してきている。

また、父親の写真もないとの訴えに「検討」を約束させるなどわずかであるが前進している。

<靖国合祀問題>では、遺族からの合祀取消し要求については頑なに拒否を続けているものの、生存者合祀については、政府に対しては「誤った通知であった旨の通知を出す」ことを確認、靖国神社でも取消すことについて確認した。

3. 補償実現に向けた展望

① 立法化

二次提訴でほとんどのマスコミがとりあげたのが、「シベリア抑留」問題。二次提訴にあたっては、日本人抑留被害者団体(全抑協)の全面的協力を得て、提訴の直後に国会参院でこの問題への質問が行われた。日本人の裁判は最高裁で敗訴しているが、現在特別立法をめざして取り組みが継続されている。

同じく最高裁で請求を棄却された「BC級戦犯者」問題も、現在、立法化を求めて運動が進め

られている。

②国際的包囲

国際人権規約違反から、セネガル兵、グルカ兵に対する差別的取り扱いを是正させた、取り組みに学んで、国際的な包囲をつくっていく必要がある。

④日朝交渉

平壤宣言は、日韓方式（経済協力）での解決を宣言するものであり、これでは何も解決しないことを、ねばり強く主張していく。

⑤韓国政府への圧力

「日韓請求権協定で解決済み」という論理を破綻させるために欠かせないのが、協定締結過程での日本政府の不当な駆け引きを明らかにすること。そのためにも韓国政府に情報開示を求め、協定自体に問題があることを認めさせる。

4. その他

一次では「靖国」、二次では「シベリア」といった問題で、日韓市民の共同行動が作り出されてきている。2005年（戦後、日韓条約後の節日）をめどに解決を迫っていく行動を法廷内外で広めていきたい。

第2次不二越訴訟

(韓国人 2 名 に対する 訴訟)

北陸戦後補償弁護団事務局長

弁護士 島田 広

김민서(島田) 변호사

本日は、このような有益な会議に参加できたことを大変嬉しく思っています。

私は、これからお話しする第2次不二越訴訟弁護団の事務局長をしています、日本の弁護士の島田です。

2003년 4월 1일

1

2003年4月1日、1944年から45年にかけて富山市内の株式会社不二越の軍需工場で強制的に労働させられた女子勤労挺身隊員ら22名の原告が、国と不二越に対して未払賃金と慰謝料の支払い、それに謝罪広告を求めて富山地方裁判所に提訴しました。

原告たちの多くは、日本人の教師から、小学校卒業前か卒業直後に「日本へ行けば勉強ができる」「お花が習える」「タイプライターが習える」「上級学校に通える」「お金が稼げる」などと勧誘され、親元から遠く離れた不二越での就労を決意しました。不二越は当時日本でも有数の軍需工場であり、動員の目的は少女らに兵器製造の重労働をさせることでしたが、そのような真の目的は隠されて、甘い言葉ばかりが並べられました。

勧誘を受けた当時、原告たちはまだ年端もいかない少女でした。ほとんどが12歳から15歳です。勧誘にあたった日本人教員らは、少女たちの上級学校へ行って勉強したいというまじめな気持ちや、賃金を得て生計を助きたいという家族思いの気持ちを利用し、事実とは全く異なる甘言を弄して、原告らを挺身隊に参加させました。少女たちは日本に来てから騙されたと気がつきましたが、時既に遅でした。韓国に帰りたいといっても帰してもらえず、また、賃金がもらいたいといっても相手にされず、信頼していた日本人教員と日本という国にだまされたという悔しい思いと、早く故郷に帰って家族に会いたいという切実な願いだけを胸に、毎日毎日、外出も許されず、食事も十分に与えられず、睡眠さえ十分に取れない状況下で、少女にとっては過酷な労働に、まさに奴隷のように従事させられ続けたのです。

今回の訴訟はこうした原告らの無念を晴らし、日本政府と不二越の責任を明らかにするために提起したものです。

2 不二越における強制連行・強制労働に関する戦後補償の訴訟は、今回で2度目になります。

1992年9月30日には、不二越のみを被告として未払賃金と慰謝料の支払、謝罪広告を求めた訴訟が、2人の元女子勤労挺身隊員と1人の男子徴用工によって同じ富山地方裁判所に提起されました。この訴訟の第一審では、1996年7月に判決が下され、その中で裁判所は、原告らが騙されるなどして連行され、過酷な労働条件の下で強制的に労働させられたことや賃金が未払となっていることは認めたものの、日本政府が「日韓両国間の戦後処理条約が個人の請求権を消滅させるものではない」ということを日本の国会において答弁した1991年8月27日から1年

の経過によって、原告らの未払賃金請求権は時効により消滅し、慰謝料請求権は強制労働が終了した時点から20年の除斥期間の経過により消滅したから、原告らの請求は認められないと判断しました。

高等裁判所では、1998年12月にやはり時効や除斥を理由として原告敗訴の判決が出されましたが、ここでも不二越における原告らの実態が過酷であったことは認定されました。ご存じのとおり、日本の裁判制度では、高等裁判所の判決が事実問題についての裁判所の最終判断とされ、最高裁では事実の審理は原則として行いません。したがって、この高等裁判所判決によって、原告らが受けた詐欺的勧誘と過酷な労働実態、それに不二越が未だに賃金を支払っていないという事実が確定したことになります。

1998

1998.12

1998.12

このような過程を経て、最終的には、2000年7月11日、最高裁判所で和解が成立します。被告不二越が、3名の原告に未提訴の4名を加え、さらに「太平洋戦争韓国犠牲者遺族会」など2名も加えて、合計9名に対して解決金を支払い、さらに強制連行の歴史を刻む記念碑を会社構内に立てることに同意したのです。原告側勝利の和解でした。

困難の多い訴訟で勝利できた原因はいくつかありますが、まず何と言っても裁判所が強制連行・強制労働の事実や賃金不払いの事実を事実上認め、その判断が確定した、ということがあります。このことは、戦後になって、日本国内だけでなく、韓国やアメリカにも販路を拡大していた不二越にとっては大きな痛手でした。「韓国の少女たちを騙して搾取して戦争で儲けたのに、未だに賃金すら払わない会社」というイメージは、不二越の海外での営業活動にも影響しかねないものでした。

さらに、アメリカ国内で不二越の責任を追及する戦後補償裁判が準備されていると報じられたことが、不二越をさらに追いつめることになりました。これには太平洋戦争時の強制連行については2010年まで時効を延長するというカリフォルニア州法が重要な意味を持ちました。未提訴でありながら最高裁での和解に加わった4名は、いずれもこのアメリカでの訴訟を準備していた人たちでした。

4

この画期的和解を受けて、原告らは、その直後から、被告不二越に強制連行されたすべての被害者に謝罪し未払い賃金を支払うよう、再三にわたり請求しましたが、被告不二越は前回の和解ですべて決着済みだなどとして話し合いに応じず、謝罪もせず、原告らへの未払い賃金も支払おうとしませんでした。

私は、こうした不二越の強硬な態度の背景には、米国での戦後補償訴訟が被害者救済の結果に必ずしもなっていないことについての不二越側からの楽観的見方とともに、ここで未提訴被害者の救済に手をつけると、1600名を超える不二越の強制連行被害者に補償することにならないかという不安があると分析しています。

そこでやむなく22名の原告らが提訴をすることになったのです。

5

原告らは、今回の訴訟において、日本の民法上の不法行為とともに、ILO29号条約など国際人権法違反の国際違法行為に基づく損害賠償請求をも請求の理由としています。日本は条約を一般的に受容しており(憲法98条2項)、ILO29号条約など国際人権法も国内法化しているし、ILO29号条約はself-executingな条約といえるから、その違反については国が被害者個人に賠償責任を負うべきだという主張です。

6

訴訟は現在第1回の審理期日を終えた段階ですが、被告らの反論は相変わらず時効、除斥の主張です。

国に至っては、本件をこした法律問題だけで原告敗訴とすべき事案と位置づけ、事実問題については原告の主張に対する認否を一切しないという、極めて不当な態度をとっています。

しかし、挺身隊に参加した原告たちは、軍隊慰安婦と混同されることを恐れて、戦後長い間、自分の体験をおおびらに語るなどとてもできない状態でした。現に、原告の中には、挺身隊に参加したことが夫にばれてしまったために「汚い女」などとののしられ、夫婦関係が破たんしてしまったという人も何人もいます。

こうした原告たちが早く裁判しなかったから時効だというのは、あまりに正義に反しています。

このほか、国が主張する法律的な争点としては、日本と韓国が1965年に結んだ戦後処理立法により個人の請求権は消滅したというものや、ひどいことに、戦前は国家の行為に対する損害賠償を認めた国家賠償法のような法律がなかったのだから、国家の権力行為については損害賠償の対象とならないのだという「国家無答責」の法理についてのまさに「国家的恥知らず」な主張も行っています。

6

さて、そのような不二越の頑なな態度や厳しい状況の元でどう闘うか、ということですが、まずは何と言っても原告らが受けた強制連行・強制労働がどれだけ過酷で違法性の強いものだったかをきちんと裁判官に理解させ、判決で認定させることが何より大切です。

そのために大事なことは、原告らに対する詐欺的勧誘のやり方は、およそ日本人の勤労働員の場合とは明らかに異なる差別的なものだったことを明らかにすることだと思います。本件強制連行の違法性には大きく二つの中心ポイントがありますが、①原告らが当時12歳から15歳の少女だったこと、②勧誘が年端もいかない少女を騙すという悪質なものであったことは、日本人のケースにはない大きな特徴です。国や不二越は、戦時下であった当時においては、日本国民も含め皆が困難な状況で労働し生活していたのであるから、何も原告らだけがつらい思いをしたのではないと強調しますが、それは全く事実に反することを明らかにする必要があります。

今回、被告に国を加えたのは、勧誘行為の悪質性を十分主張立証するためでもあります。勧誘自体は韓国の国内で日本人教師が行ったもので、それは国の意向を受けた各学校の校長の強力な指示に基づくものでした。被告が不二越だけだと、不二越にとっては関係ない事実だとして、日本人教師による勧誘の悪質性があまり主張立証のポイントとならない恐れがあります。

和解

① 賠償請求

② 賠償請求

① 賠償請求

賠償請求

② 賠償請求

6

また、和解解決した第1次の訴訟では日本、韓国、アメリカで不二越が追いつめられた状況に陥ったことが勝利につながったわけで、こうした3国の共同の闘いが今回も大きな意味を持つことは明らかです。この点で、今日のこのシンポジウムの成功がその糸口となることを期待しています。

7

② 補償金 補償
そして、いったい何人に補償すればいいのか分からないという不二越の持つ不安に対しては、補償基金のようなものを作る方向に不二越を誘導できればと考えています。

ただし、この点では、強制連行被害者の中でも補償を求めて裁判に踏み切る人が少なすぎるため、補償基金が作りにくいという事情があります。この点で、今声を上げられずにいる被害者の1人でも多くが、今からでも声を上げられるよう、日本と韓国の法律家がどう協力できるのかについて、興味を持っています。

以上、私の話で少しでも多くの方が不二越訴訟について理解して頂き、支援の手をさしのべていただけるなら幸いです。ご静聴ありがとうございました。

2003年9月20日

「花岡平和友好基金」について

木野村間一郎（花岡裁判支援連絡会議）

(1) 「花岡平和友好基金」設立の経過と内容

「花岡平和友好基金」は、2000年11月29日の和解のなかで、以下のように位置づけられた。

被控訴人（鹿島建設）は、前項の「共同発表」第二項記載の問題（加害企業鹿島の謝罪に基づいて、強制連行・強制労働に起因する受難の事実について話し合いによって解決に努めること）を解決するため、中国紅十字会に対し金五億円を信託する。本件信託金を「花岡平和友好基金」として管理し、以下のとおり運用する。

1 受託者は、本件基金の適正な管理運用を目的として「花岡平和友好基金運営委員会」を設置する。

2 運営委員会は、控訴人らが選任する九名以内の委員によって構成されるものとし、委員の互選により指名される委員長が運営委員会を代表する。ただし、被控訴人が委員の選出を希望するときは、右委員のうち一名は随時被控訴人が指名することができる。運営委員会の組織及び信託事務の詳細は運営委員会が別に定める。

3 本件基金は、日中友好の観点に立ち、受難者に対する慰霊及び追悼、受難者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てるものとする。

4 受難者及びその遺族は、第二項記載の信託の受益者として、運営委員会が定めるところに従って本件信託金の支払を求めることができる。

5 受託者は、受難者及びその遺族に対して前号の支払をするときは、本件信託金の委託者が被控訴人であること及び本件和解の趣旨について説明し、右支払を受ける者から本件和解を承認する旨の書面二通（本人の署名又は記名押印のあるもの）を取得し、そのうちの一通を被控訴人に交付する。

6 本件借託金の支払を受ける遺族の範囲については、遺族の実情に照らして運営委員会が定める。

7 運営委員会は、受難者及び遺族の調査のために、本件和解の趣旨について、他の機関、団体の協力を得て周知徹底を図るものとする。

8 本件信託は、その目的を達したときに運営委員会の決議により終了する。その場合の残余財産の処分方法は運営委員会が定める。

(2) 「花岡平和友好基金」の意義

①「花岡平和友好基金」は、東京高裁による職権和解いわゆる“花岡和解”に基づくものである。同時にそれ自身が、“和解”の内容であり、“和解”を具体的に実現するものとしてある。すなわち、花岡和解は原告、被告双方の合意と損害賠償金の支払いで終わるものではなく、「信託方式」によって「基金事業」を通して「和解」が具体的に実現する仕組みであり、「和解」以後、対象となる生存者・遺族の調査をし被害を回復していくという数年に渡る事業である。

②「花岡平和友好基金」は、花岡和解に基礎をおいたものであるから、花岡の受難者の89年3項目要求・90年「共同発表」の「謝罪・補償・記念館建設」の一環としてあり、とりわけ加害企業鹿島による「中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する」の再確認を前提として成立しているものである。

③「花岡平和友好基金」は、受難者986人全体の一括解決をはかるものであり、訴訟に参加していない全ての受難者に被害回復の権利を保障する。従って現存の生存者だけでなく、遺族をも対象としていることは、ドイツの事例とは異なり画期的である。

④「花岡平和友好基金」は、被害者・遺族に対する損害賠償金として支払われると同時に、受難者に対する慰霊及び追悼、受難者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てるとしてあり、加害の過去の責任を振り返り、未来にわたって信頼関係、友好関係を築くための礎をつくるものとしてある。

⑤「花岡平和友好基金」の運営上の性格。運営委員会は原告が選任するとしており、原告の意思と意向を充分反映するものとしてある。また同時に、加害企業鹿島にも運営委員の席があり、和解を実現し相互の信頼関係を回復するための条件を保障している。

⑥中国紅十字会が「受託者」として参加することにより、中国国内における調査をはじめとする全体解決を具体的にすすめる手だてを確保していること。

⑦花岡裁判は地裁では確かに事実審理すらない乱暴な棄却判決となったが、この暴挙にひるまぬねばり強い闘いによって、他ならぬ東京高裁において「和解」を実現することができた。「花岡和解」は、かえって東京高裁という日本の司法制度のなかでの重要な要となる裁判所において、1999年9月の職権和解勧告、2000年4・21見解および11・29所感という東京高裁の積極的な解決の指針を引き出し、「和解」として具体化したことによって、日本の司法部内部に強烈な印象を与え、以後の戦後補償に関わる各裁判所の積極的判断の有効なステップをつくったといえる。

(東京高裁の2000年4・21見解および11・29所感の内容とは、次のようなものである。

すなわち、裁判所は「和解によって解決を見ることの意義は、社会的、歴史的にみて、判決によった場合のそれと比して数倍の価値があると思われる。」と主張する。裁判所が「

判決よりも和解の方が価値がある」というという一見矛盾しているかのように見えるこの言葉のなかにこそ、花岡和解の意義が濃縮されている。つまり和解によってこそ、11人の原告だけではなく、986人の被害者全体の一括解決が可能となるという法的解決の問題と、同時に、企業が起こした強制連行の責任(国の責任の問題も別にあるが)について被害者とその直接の加害企業と直面して責任を追及し、加害企業がその責任を認めて謝罪し、補償するという関係のものと社会的歴史的作業であった90年7・5共同発表を継承するという観点である。それはさらにいえば、戦後補償のめざすものは、被害当事者の直接の被害の回復ということと同時に、日本の侵略がもたらした犯罪行為全体に渡って当事者企業や日本社会全体が侵略と人権蹂躪の事実を反省し、謝罪し、その歴史を克服していくことによって、本当の意味での「和解」というものに向かい、日中、日韓、アジア諸国との友好関係をすすめるものであろうから、「和解」という形式は加害者の反省の契機となりうるのではないかということであろう。

また裁判所は解決の具体的方向性について「本件事件に特有の諸事情、問題点に止まることなく、戦争がもたらした被害の回復に向けた諸外国の努力の軌跡とその成果にも心を配り、従来の和解の手法にとらわれない大胆な発想により、利害関係人中国紅十字会の参加を得ていわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るべく努力を重ねてきた」「控訴人らと被控訴人との間の紛争を解決するというに止まらず、日中両国及び両国国民の相互の信頼と発展に寄与するものであると考える」と「戦争犯罪の問題解決」という観点にたつて「これまでの手法にとらわれない大胆な」解決方法を模索するという観点を明らかにし、「信託方式」による包括的解決の道を示した。

(3) 「花岡平和友好基金」運営の現段階

1. 6・30慰霊事業(2001年生存者遺族12名、遺族19名、2002年生存者13名、遺族23名来日、2003年はサーズのために取り止め、2004年に延期)

1. 和解時点では被害者と思われる300名の名簿があったが精査した結果実質200名強。これまでの調査活動で総数464名の被害者を発見(調査の困難さ)。

1. 397名に賠償金の支払い(生存者・遺族の認定の困難さ。8月現在認定待ち45名、その他態度不明・拒否など数名)。

1. 奨学金の支払いを開始(生存者・遺族に一律に一家につき、5000元を支払い)

1. 記念館建設(秋田県大館はNPO花岡平和記念会が準備)

恒久平和調査局設置法をめぐる動き

強制連行全国ネット 谷川 透
 41014 3027

恒久平和調査局設置法案（「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」）は、アジア太平洋戦争期の惨禍の実態を明らかにするために、国立国会図書館に恒久平和調査局を設置し、世界的な流れである戦争被害調査を行い、結果を国会に報告するという法案である。

調査内容は強制連行・強制労働、戦時性的強制、生物化学兵器など多岐にわたっている。

1999年8月に衆議院に提出され、以後、審議未了・廃案、再提出、継続審議等を繰り返して、今年7月26日に閉会した第156回国会で継続審議になって今日に至る。

この法案に先行して、95年5月に発足した戦後50年問題議員懇談会（田辺誠代表、会員30名）が「総理府に戦後50年問題調査会を置き、先の大戦に係わる諸問題について調査し、その結果を内閣総理大臣に報告する」という法案を準備していたが、95年8月の政府による戦後50年問題処理（村山首相声明と女性基金）により挫折した。96年6月に、調査対象を慰安婦問題だけに絞った「戦時性的強制被害者問題調査会設置法案」を26名の議員が参議院に提出するが、会期末のため、審議未了・廃案となる。再度広汎な戦争被害について調査する法案を推進することになり、同年12月に民主党がこの運動を引き継いだ。97年4月、名称を「恒久平和調査会法」と改めた試案が出来上がるが、同党の内部調整が難航し、97年春の国会には提案出来なかった。

1997. 8	調査会法の制定を求める市民がシンポジウムを開催。 ;;<「戦争被害調査会法を実現する市民会議」（代表＝西野留美子、西川重則）結成。
1998. 5	院内集会開催。
1998. 9. 30	鯨岡兵輔（自民党）、鳩山由紀夫（民主党）、浜四津敏子（公明党）、土井たか子（社民党）、武村正義（さきがけ）の各議員を呼びかけ人として、超党派の「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す議員連盟」（恒久平和議連）が結成され、恒久平和調査局設置法案の準備を始める。この法案は、「（政府ではなく）国会の側に調査機関を置く」ところに特徴があり、「国立国会図書館に恒久平和調査局を設置し、戦争被害調査を行なって、結果を国会に報告する」という法案である。 ;;&金大中大統領来日。植民地支配を謝罪する文言が初めて外交文書に明記された。
1999. 2	院内集会開催。
1999. 8. 10	恒久平和調査局設置法案、衆議院に提出される。鳩山由紀夫（民主党）、武村正義（さきがけ）、木島日出男（共産党）の3氏が提出者。民主、共産の全衆議院議員および無所属の会の中田宏議員ら118名が賛成者。
2000. 6	衆議院の解散により、法案は審議未了・廃案となる。

2000年
 7/26/27

2000. 6	D.E.F法案が民主、共産、社民の3党共同で衆議院に再提出された。提出者は鳩山由紀夫（民主党）、不破哲三（共産党）、土井たか子（社民党）、田中甲（民主党）、木島日出男（共産党）、辻元清美（社民党）の6名で、賛成者は3党の全衆議院議員162名。民主、共産、社民の党首、委員長が顔を揃えた。しかし残念なことに、賛成者の中に、恒久平和議連に参加している自民党、公明党議員の名前は見られない。
2001. 3. 14	同法の早期制定を求める歴史研究者ら500人共同アピールが国会内で発表された。共同アピールは荒井信一駿河台大学教授、宮地正人東京大学教授、吉見義明中央大学教授らが呼びかけ人となって、戦争記録の情報公開を求めたもので、専門家511名の賛同が集まった。発表にあたって国会内で「歴史の事実を明らかにする立法を求める院内集会」を開催した。アメリカから参加したアブラハム・クーパー師（ユダヤ人権団体）とパリツァー博士（元駐ブルネイ特別大使）は、「アメリカで進めている大戦時の日本に関する機密解除は日本パッシングではなく、日米友好につながる」と挨拶。なお、集会に先立って同日午前、各党代表と衆参両院議長に早期制定を要請した。
2002. 4	法案のもつ国際的な性格を明らかにするため、米国のクーパー師や韓国の金元雄議員、張完翼弁護士を招いて国際フォーラムを開催。
2002. 7. 5	法案審議の場である衆議院議院運営委員会に設置された図書館運営小委員会（高木義明小委員長）の懇談会で同法案の趣旨説明と質疑が行われた。これは議院運営委員会で審議入りの壁が厚い中で、審議入りの要請を繰り返し、図書館運営小委員会の懇談会という形なら法案の説明を聞いてもよいという返事があり、法案の「吊るし」状態を打開するため行なったもの。最初に高木小委員長が、懇談会は法案の内容周知のために開催したことを表明し、続いて田中甲議員が法案の提案理由を10分間朗読、質疑に入った。
2002. 7. 31	第154回国会閉会。法案は衆議院議員運営委員会において継続審議となり、次期国会での審議に持ち越されることとなった。
2003. 6. 19	恒久平和議連第6回総会開催。会長2名のうち浜四津敏子（公明党）が降り、鳩山由紀夫のみとなった。▽顧問＝土井たか子（社民党）、▽会長＝鳩山由紀夫（民主党）、▽副会長＝鈴木恒夫（自民党）、本岡昭次（民主党）、白浜一良（公明党）、吉岡吉典（共産党）、中西績介（社民党）、▽幹事長＝田中甲（尊命）
2003. 7. 25	議連幹事長・田中甲議員が、茨城県神栖町の毒ガス被害について政府に質問主意書を提出。これに先立って、真相究明を怠った結果としての毒ガス被害について活発な調査活動を行なう。 2003. 7. 28 第156回国会閉会。法案は継続審議となった。
2003. 9. 9	茨城県神栖町の毒ガス被害について政府から答弁書。「現在、旧軍毒ガス弾等について、終戦時における保有及び廃棄並びに戦後における発見及び被災状況等を把握し、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的として「昭和四十八年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査」を実施しているところであり、この調査結果については、今秋に取りまとめ、公表することとしている。」との回答だった。

最高裁が韓国人原告の裁判を一括不受理決定

強制連行全国ネット 谷川 透

最高裁は今年(2003年)3月末、韓国人が原告になっている6つの戦後補償裁判に対して、一斉に不受理決定を行なった。すべて、内容も検討せずに、「憲法違反や判例違反を問うものではないから棄却する」という型どおりの不受理決定であった。「国家無答責の法理」を「国際人権法違反」よりも上位に置くような一、二審判決は、国際法尊重を謳った憲法に違反しているのではないかという上告理由も、なんら検討されることなく終わった。原告・支援者はあるいは怒り、あるいは失望した。

地裁段階で幾つかの勝訴判決を勝ち取っている中国人戦争被害者を原告とする裁判の支援者の中には、「内容を検討した上で棄却されるよりも傷が浅くてよかった」とする声も聞かれる。理屈としては、そういう見方も成り立つかもしれない。しかし、一審で勝訴した裁判も二審でひっくり返される可能性が強いのである。その場合に最高裁が、一、二審の判決を比較・検討することもせず、今回と同様、不受理決定を下してくる可能性が強いことも、また見ておかなければならない。

韓国人を原告とする戦後補償裁判で今後重要な事は、新たに提起され推進されている「グングン裁判」や「不二越第2次訴訟」等で、これまでの裁判闘争の経験を生かした強力な展開を図っていくことであろう。また、中国人戦争被害者の裁判と連携しつつ、ILO闘争を進め、日本の政府・企業攻めの運動を展開していくことであろう。

ちなみに、3月末に棄却された裁判は次のとおりである。

- 3月25日 関釜裁判(原告は元慰安婦と女子勤労挺身隊、福岡地裁で元慰安婦については勝訴したが、広島高裁で逆転敗訴した)
- 3月28日 宋神道裁判(在日の慰安婦裁判)(一、二審敗訴)
江原道遺族訴訟(軍人軍属、強制労働被害の裁判)(一、二審敗訴)
韓民族訴訟(慰安婦、軍人軍属、強制労働、離散家族、独立運動弾圧被害の裁判)(一、二審敗訴)
三菱長崎訴訟(原告・金順吉さん、強制労働被害の裁判)(一、二審敗訴)
東京麻糸紡績裁判(女子勤労挺身隊の裁判)(一、二審敗訴)

これら裁判の支援者と弁護士は4月16日、最高裁に対してピラミッド抗議の中入れを行なうとともに、参議院議員会館会議室で共同の院内集会を開き、共同の抗議文を出して、国会議員とマスコミにアピールした。

韓国人을 위한 재판이 올바른 방향으로 진행되기를
 촉구합니다. 그리고
 강제연행 이거

「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」をめぐる動き

下関判決を生かす会 梁澄子

「慰安婦」問題の立法解決をめざす動きは、「慰安婦」問題の立法解決を求める会」などを中心にそれまでも地道に取り組まれていたが、画期的な転換をもたらしたのは98年4月の「下関判決」であった。

「国会議員の立法不作為」を問うた同判決を受けて、本岡昭次議員を中心とした参議院議員らの本格的な立法活動が始まり、「慰安婦」裁判を担ってきた弁護士と支援運動団体の取り組みも、この判決を契機に始まった。翌99年4月には民主党が法案を参議院に提出、その後、共産党、社民党もそれぞれ類似の法案を参議院に提出し、2001年3月、野党3党の法案を一本化することに成功した。2002年7月にはついに参議院内閣委員会で初めて審議され、在日の元「慰安婦」宋神道さんが傍聴者として参加、岡崎トミ子議員が宋さんの陳述書を代読する間、立ち見で満員の傍聴席ばかりか、委員席の自民党議員らの目からも涙が流された。同年12月には2度目の審議を実現、横田洋三、戸塚悦郎の両氏を参考人招致し、「慰安婦」問題が国際法違反であった事実を国会の場で明確にしたが、会期切れで法案は廃案となり、本年1月に招集された通常国会で再提出、7月26日の会期末に継続審議となった。

1998.	4.27.	山口地裁下関支部、関釜裁判一審判決で「国会議員の立法不作為」を認め、国に賠償を命じた。(下関判決)	→ 慰安婦 문제의 법적 해결을 위한 노력
2000.	4.	民主党(本岡昭次議員)、参議院に「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」提出、審議未了で廃案	
	7.	共産党(吉川春子議員)、参議院に「戦時における性的強制に係わる問題の解決に関する法律案」提出、審議未了で廃案	
	10. 30.	秋の臨時国会で、民主・共産・社民党(清水澄子議員)が「慰安婦」問題解決のための法律案を参議院に各々提出	
	11.	民主党案のみ議員運営委員会から委員会に付託され、参議院総務委員会で本岡昭次議員が趣旨説明をおこなったが、結局審議未了で廃案。共産、社民案は、議運に吊るされたまま(委員会に付託されず)廃案。	
2001.	3. 21.	民主・共産・社民3党が民主党案を基本として法案を一本化、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案(以下、促進法案)」とし、通常国会で参議院に提出。法案は、第2次大戦中に旧日本軍関与の下に性行為を強制された「従軍慰安婦」らに国として謝罪し、金銭的な補償を行うため、内閣府に「戦時性的強制被害者問題解決促進会議」を設置し、実態調査、名誉回復、補償方針策定などを行うとした。	
	6. 19.	参議院内閣委員会で本岡昭次議員が促進法案の趣旨説明	
	6. 29.	審議未了で廃案	
	11. 14.	野党3党が促進法案を参議院に再提出。本岡議員が参議院副議長となって発議者からはずれ、新たな発議者は、円より子、千葉景子、岡崎トミ子(以上民主)、八田ひろ子、吉川春子(共産)、大脇雅子、田嶋陽子(社民)の7議員で全員女性となった(賛成者は3党の67議員)。2002年通常国会に継続審議となった。	

2002.	2.	野党3党の提案議員(岡崎、円、吉川、田嶋)ら、インドネシアを訪問・調査
	7. 18.	参議院内閣委員会で岡崎トミ子議員が促進法案の趣旨説明
	7. 23.	参議院内閣委員会で「慰安婦」問題が初めて審議。傍聴席には在日の元「慰安婦」宋神道さん、韓国挺身隊問題対策協議会の金允玉常任代表、鳩山由紀夫民主党代表らもかけつけて、定員の3倍近くとなり、座れない人たちが立った状態で3時間20分の審議を見守った。提案者の岡崎議員が、宋神道さんの陳述書を読み上げると、与野党の議員や委員会職員も涙を流し、感想を聞かれた杉浦副大臣は「1人の人間として胸のふさがる思いがした。日本人として誠に申し訳ないという気持ちで一杯だ」と述べた。
	7. 31.	第154通常国会閉会、三法案は時期国会に継続審議となる
	8月 ~10月	提案議員らフィリピン、オランダ、韓国、台湾を訪問、調査を行うと同時に法案を説明
	10.	台湾立法院、促進法案支持・早期制定要請決議を全会一致で採択
	12. 12.	参議院内閣委員会で促進法案を二度目の審議。横田洋三中央大教授(「女性のためのアジア平和国民基金」運営審議委員長・与党側推薦)、戸塚悦朗神戸大大学院助教授(野党側推薦)を参考人招致。横田参考人は法案を批判、「国民基金」路線を踏襲すべきとの意見を述べた。戸塚参考人は被害者との和解のために、信頼を得るプロセスが極めて重要であること強調、過去清算のための立法は大切であると説いた。両委員とも、「慰安婦」は国際法・国際慣習法・条約に違反した事件であったと認定。7月の第1回審議に続いて再び傍聴席は満席となり、密度の濃い歴史的な審議となった。
	12.13.	会議切れで廃案
2003.	1.31.	促進法案を第156通常国会で参議院内閣委に再提出。発議者は無所属・男性議員らも加わり13人(岡崎トミ子・円より子・千葉景子・吉川春子・大脇雅子・福島瑞穂・黒岩宇洋・島袋宗康・田嶋陽子・高橋紀世子)に、賛成者も73人に増え、法案支持議員は合計86人に増えた。
	2.	提案議員(岡崎、吉川、大脇、田嶋)ら韓国を訪問、法案説明・意見交換
	2.26.	韓国国会、「『戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案』の速やかな制定を促す決議」を本会議で全会一致採択
	3.	最高裁、関釜裁判および宋神道裁判の上告を棄却
	4.24.	中国山西省性暴力被害者裁判、東京地裁で棄却されるが、「立法府・行政府において、改めて立法的・行政的な解決を図ることは十分に可能」「被害者らに何らかの慰藉をもたらす方向で解決されることが望まれる」と付言、立法や行政措置による被害者救済を明確に促した。
	6. 12.	参議院内閣委員会の一般質問で提案議員らが「慰安婦」問題について集中的に質問。提案議員らのねばり強い国会内活動が続いている。
	7.26	第156通常国会閉幕、促進法案は継続審議に。

↑
訴訟 계속

日鉄釜石訴訟の現状

가마이시 제철소 재판

弁護士 長谷川 直彦
리세가리 나영진

第1 経過

- 1995. 9. 22 提訴
- 1. 1. 9 公判開始
- 1997. 9. 18 新日鉄と和解
- 1999. 7. 21 証人尋問開始
- 2001. 10. 17 最終準備書面
- 2003. 3. 26 判決

- 유로 판결 / 사리(방상) 하

- 4개 회사라 구상

< 구상 3개 회사임은 구상

- 원천 재산

: 사리에 대해서도 심투진 수년에

서안, 판례, 언론, 언론

심투진 김대중, 김대중, 이명박 X

: 국가 부채임은 내세움.

第2 被告の応訴態度

1 新日鉄

法律問題は主張するが、事実問題、特に遺骨問題は事実と向き合い、解決を希求する。

2 国

法律問題を主張するのみ。事実と向き合おうとせず。

: 항소 → 10월 10일 서울 대법

- but 기원하는 97. 9. 18 리세

⇒ 장녀연상 피해자 1명만

최대 10억 원

but 기원의 결과 10억 원

영향력 있음. 단지 장녀연상

의 리세에 불과

第3 原告の立証方法

1 証人

釜石製鉄所の元徴用工 2名

釜石製鉄所の元所員 1名

学者 2名

原告等 9名 (장녀 연상 + 부인 1인)

2 書証

供託書 (이복이중에 관한 공탁서)

文献

写真 : 가마이시 제철소 기념 사진 (장녀 연상 등장)

原告等の陳述書

その他

第4 新日鉄との和解

1 内容

遺骨の戻らない遺族に1人あたり金200万円、労働災害で死亡し、唯一遺骨の戻った白南

回の遺族に金5万円支払うことをメインに、和解のときと、その翌年の慰霊祭のときの交通費を負担させた。

2 意義

企業の戦争責任、戦後補償責任の嚆矢となった。

3 限界

新日鉄との和解は訴訟外で行われ、新日鉄の戦争責任、戦後補償責任には直接言及していない。また、強制連行された者だけでなく、その家族を50年以上苦しめてきたことに対して、金200万円は低額すぎる。

第5 判決

1 内容

原告の請求棄却—全面敗訴

2 事実認定

国の強制労働の事実は言及せず、事実上否定。これまでの戦後補償裁判は、請求そのものは否定しても事実は認めるというパターンがかなりあったが、その水準までもいかず、最悪の部類の判決となった。

判決内容は、国が補償すべき法的根拠を個別に取り上げ、いずれも「法的根拠がない」の一言で片づける手法。

2003.9. 20

日本製鉄元徴用工大阪裁判の取り組み

<日鉄大阪裁判の概要>

提訴日 1997年12月24日

原告 ソウル在住の日本製鉄元徴用工2名 (呂運沢 申千洙)

請求内容

日本政府及び新日鉄に対して未払賃金の支払、損害賠償請求、謝罪文交付。

事件概要

1943年にピョンヤンでの日鉄の「募集」に応募して日鉄大阪工場(当時)に強制連行。2年間の強制労働の後、清津へ転籍。ソ連軍の侵攻で解放を迎えるが、未払賃金について会社から一切の連絡なくそのまま放置される。

地裁判決2001年3月27日

高裁判決2002年11月19日

現在最高裁に上告中。

<地裁判決の内容>

事実認定—

「原告申は…熱気と粉塵に耐えながら…危険な重労働」「原告呂は…高温で燃焼している炉の近くで起重機を操作する危険な作業」の事実を認定「実質的に見て強制労働に該当し、違法とといわざるを得ない」と判断。一方連行過程について「意思に反して…連行して労働に従事させた者とまで認められ」ないと強制連行を否定。

供託金問題—

供託について「供託額が正当な賃金をもとに算出されて正確な金額が記載されているとは考えられない」として供託自体が無効であるとの判断。(手続きの瑕疵を指摘)別会社論—

「供託に関し日本製鉄に何らかの不法行為が成立したとすれば…原告らの日本製鉄に対する債権は…第2会社4社に承継されたと見るべき余地がある」と別会社論を主張する新日鉄に対する責任追及の根拠となる判断を示した。国家無答責—

これまでの国家無答責論を踏襲し国について免責。

<高裁判決の内容>

事実認定一

強制連行については、否定をしたが大阪工場での状況は強制労働であり違法と認めた。(この点は地裁と同じ)

供託金問題一

「終戦後の、朝鮮との国交がなかった混乱期である昭和22年3月18日になされたもので、その後昭和23年になって大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国が成立しており、供託の要件である受領不能の状況にあったと言い得る」「このような状況のもとで、控訴人らの債権者の住所を確知できず、したがって被控訴人国の供託官が控訴人らに対する通知をすることができなかったであろうことは推認できる」として地裁の手続きの不備などの指摘に触れることなく有効な供託と判断。不法供託問題についても政府と新日鉄が共謀して不法な供託を行ったという『的確な証拠』はないと否定。

国家無答責一

これまでの国家無答責論を踏襲。(地裁同様)

別会社論一

新日鉄は日鉄の未払賃金債務、損害賠償等の債務を承継していないとして別会社論を全面的に肯定。

日韓請求権問題一

原告・被告ともにおなじ論点として主張していないにもかかわらず、あえて判決文の数ページを費やして、日韓請求権協定と法律144号による個人の請求権の消滅を論じ、新日鉄の債務は、日韓協定・法律144号によって全て消滅したと判断。

<裁判闘争の到達点と課題>

▽地裁・高裁とも「募集」について強制連行の認定は勝ち取れなかったものの強制労働の事実認定を確定させた。

▽供託の「不法性」の追及に関しては、地裁において一部手がかりを得たものの、高裁段階では、我々の立証(当時の状況を知る証人尋問)を一蹴し、供託を有効とした。

▽請求を棄却するのに持ち出す必要のない日韓協定問題を敢えて持ち出し、請求棄却とした点について、ピョンヤン宣言以降の政治情勢を考慮した政治的判決といえる。

▽最高裁へ、日韓請求権協定問題を軸に全面的反論を加えた上告理由書を提出。

<支援する会の取組み>

▽13回に及ぶ地裁公判での大法廷を支える傍聴体制

地域のさまざまな団体・個人の参加によりこの問題を広くアピール

▽対新日鉄行動(各支店、工場要請行動、本社行動、株主総会行動など)

社会的圧力の形成手段として様々な大衆的行動を展開。

▽ポハン製鉄行動(ポハン本社、ソウル事務所、東京事務所行動)

請求権協定に基づく経済援助で作られたポハン製鉄の社会的責任を追及。

▽4次に及ぶ被害者調査～新日鉄被害者会の設立

1万人に及ぶとされる日鉄強制連行被害者問題の全面的解決を求める運動へと拡大発展。

<今後の方針>

▽強制連行問題について社会的世論の形成、新日鉄に対する社会的圧力を強める取組み

一強制連行被害者からのあらたな裁判提訴

一さまざまな強制連行被害者の実態を社会にアピールしていく集会・キャラバン等

一フィールドワーク・ワークショップの開催など

▽ポハン製鉄要請行動

被害者の補償を妨げる全ての「要因」を取り除くために日韓両政府のみならず、強制連行企業、関連企業の責任を追及し全面解決していくという視点からポハン製鉄の責任を追及していく。

▽対日本政府・韓国政府

強制連行問題も含め日韓の戦後補償問題解決を阻害している最大の要因としての日韓請求権協定問題を政治的課題に押し上げて解決を図る取り組みを日韓共同で進める。

日鉄供託金裁判の現状

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会
山本 直好

1 日鉄釜石事件の紹介

戦時中、日本最大の鉄鋼メーカー日本製鉄株式会社は、朝鮮半島から一万人もの青年労働者を日本各地の製鉄所に強制連行し、危険で厳しい労働を強制した。日鉄釜石製鉄所（岩手県）は1945年7月14日と8月9日に連合軍艦隊の艦砲射撃を受け、多数の朝鮮人労働者も殺された。しかし、国も会社も遺族に対して遺骨はおろか死亡通知も送らず、会社は国と結託して賃金や弔慰金・遺族扶助料まで遺族に無断で供託してしまった。

この事実が、駒沢大学図書館所蔵の日鉄の内部資料「朝鮮人労務者関係」で明らかになった。この資料には未払金供託処理時の通達、通信や供託名簿が所収されている。供託名簿から父や兄弟が艦砲射撃等で亡くなり未払金が供託されているという事実を初めて知った韓国の遺族11名は、95年9月22日に遺骨・未払金返還、謝罪と補償を求めて新日鉄と国を訴える裁判を東京地裁に起こした。この訴訟と平行して、釜石製鉄所の遺族は盛岡地方法務局に対して供託金の還付を請求した。供託の違法・無効を主張する訴訟を提起しながら、供託を前提とした還付請求を行うことは一見矛盾するようであるが、「どんな手段をとっても父や兄弟が命をかけて働いた賃金を取り戻したい」という要求は当然のことである。しかし、還付請求は「日韓請求権協定に基づく国内法（法律144号）で請求権は消滅した」として却下された。

2 第1次供託金訴訟

2000年4月27日提訴。還付請求権の相続が認定されたが還付請求が却下された遺族4名が原告。却下決定の取り消しと決定を下した供託官及び国に対する損害賠償を求める行政訴訟である。しかし、決定の取り消し訴訟については盛岡地方裁判所へ移送されることとなり、訴訟を維持できないためやむなく取り下げた。また、供託官個人に対する損害賠償請求は分離棄却され、現在は国に対する損害賠償請求訴訟のみが継続している。

争点は「日韓請求権協定に基づく国内法（法律144号）で請求権は消滅した」との決定の違法性の1点である。現在、憲法学者による法律144号に関する鑑定意見書を準備中。

3 第2次供託金訴訟

2002年12月24日提訴。還付請求権の承継が認められず還付請求が却下された遺族7名が

原告。50年の歳月により相続関係が拡散し、「唯一の相続権者」であることを立証することができなかった。形式論による門前払いをさけるため、決定の取り消しを求める行政訴訟ではなく、国に対する損害賠償を求める民事訴訟を提起した。

当初、国側が2003年3月26日に一審判決が出た釜石訴訟との「二重提訴」であると門前払いを求めていたが、裁判所は認めず、「通知が送られなかったため、還付請求手続きができなかったことによる精神的損害に対する慰謝料請求」の訴訟として継続されている。

2003年9月22日

日鉄徴用被害者の運動の力で韓日両政府・新日鉄・ポハン製鉄を動かそう！

－ 9・22日鉄徴用被害者会への報告－

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会

1 日本政府・新日鉄との裁判及び取組みの経過

私達は、日本製鉄に強制連行された元徴用工の裁判支援に取り組んできました。まず1995年9月、釜石製鉄所に強制連行されアメリカ軍の艦砲射撃により亡くなった元徴用工の遺族が東京地裁に裁判を提訴するのを支援しました。そして1997年12月、生存者である大阪工場に強制連行された元徴用工の大阪地裁での裁判支援に取り組みました。そしてこの2つの裁判闘争を進めるうちに、韓国内の日本製鉄に徴用された被害者・遺族全員への謝罪と補償がされなければこの問題の全面的解決はありえないという考えから、韓国内で日鉄徴用被害者の調査を行いました。

そして被害者の調査を進める過程で、徴用被害者の方々が持っている新日鉄・日本政府への要求を実現するために2002年1月に日鉄徴用被害者会を結成していただきました。そして、2002年3月には、釜石製鉄所、八幡製鉄所、日鉄大阪工場に強制連行された元徴用被害者の代表とともに新日鉄本社に赴き、全面解決を求める要求書を提出しました。

しかしその後、2002年11月には日鉄大阪裁判の高裁判決がだされ、今年3月には釜石裁判の東京地裁の判決が出されました。いずれも私達の請求を棄却する不当判決でした。

また今年の6月には、はじめて新日鉄の株主総会に出席をして、新日鉄の会社の発展のためにもこの問題の早期の解決が必要であると訴えました。しかし新日鉄は、あくまで裁判で争う姿勢を変えていません。釜石の裁判提訴から丸8年、大阪裁判提訴からもすでに約6年が経過しました。新日鉄・日本政府に解決をさせるには、被害者の人達の年齢を考えるとはや時間が残されていないのが事実です。

2 今後の日鉄徴用被害者会の取組みについて

新日鉄は、釜石製鉄所に強制連行された被害者の遺族に対して200万円の「見舞金」を支払い、慰霊祭まで行ったにもかかわらず、生存者である大阪裁判の原告に対しては、別

会社論を主張して譲らず、あくまで裁判所の判断に従うとい姿勢を変えていません。しかし現実問題として現在の日本の裁判の状況からして、最高裁で勝利する可能性は低いと言わざるを得ません。しかし、私達は、日鉄徴用被害者の方々の要求実現のためにできる限りの全ての取組みを進めていく決意です。

まず、日本政府と、韓国政府を動かす取組みを進めなければなりません。日本政府は、これまで強制連行被害者の問題については、すでに二国間条約「日韓請求権協定」によって解決済みであるとして補償を拒否しています。韓国政府も、被害者の補償のための日韓請求権協定の見直しに消極的です。私達は、太平洋戦争犠牲者補償推進協議会の協力を得て、この問題の全面的解決を求める韓国国会議員の30名の署名を新日鉄と日本政府に提出をしています。政治の流れを変えてこの問題の解決することが重要であると考えています。

つぎに、強制連行を行った企業の責任追及の問題です。私達はすでに2件の裁判を提訴し、現在それぞれ最高裁、東京高裁の判断を待っていますが、これまでの裁判を踏まえて今後も引き続き被害者の要求を実現させるために企業責任追及の取組みを強化していきたいと考えています。また、本来被害者の方々が受け取るべき日韓条約の補償金で設立された作られたポハン製鉄は、その後韓国経済を支えるもっとも大きな企業となりましたが、新日鉄とあわせてこのポハン製鉄にもこの問題解決の責任の一端があると考えます。今後韓国内でのポハン製鉄への要請行動も強化していきたいと考えています。

被害者の方々の年齢を考慮するともはや残された時間はわずかです。一日も早い解決を目指して私達支援する会とともに要求実現のためのあらゆる取組みを進める決意です。

< 当面の取組み・行動 >

1 日韓両政府・企業への追求行動

日本政府・韓国政府・新日鉄・ポハン製鉄に責任追及と解決を迫る社会的にアピールする取組みとして、日韓共同で連続キャラバン行動を展開する。

→ポハン製鉄本社～ポハン製鉄ソウル事務所～日本大使館～韓国政府

2 新日鉄の強制連行責任を社会的に明らかにし追求していく新たな裁判提訴の準備
釜石製鉄所、八幡製鉄所、日鉄大阪工場の各製鉄所で行われた強制連行の全容を明らかにし、その実態を明らかにし、新日鉄に社会的圧力をかけて解決を促すために、釜石裁判、大阪裁判に続く新たな裁判提訴の準備を開始する。

→被害者会の協力を得ながら被害者及び被害状況の調査活動を再開する。

<年 表>

- 1995年9月 釜石徴用被害者遺族訴訟の提訴
- 1997年9月 釜石徴用被害者遺族と新日鉄との和解(新日鉄への裁判取り下げ)
- 1997年12月 大阪徴用被害者裁判提訴
- 2000年10月 ポハン製鉄要請行動
- 2001年3月 大阪徴用被害者裁判地裁判決
(事実認定をしながらも別会社論・国家無答責論などで請求棄却)
- 2001年9月 日鉄徴用被害者調査開始
以後延べ4回にわたり韓国内を調査
- 2002年1月 日鉄徴用被害者会結成
- 2002年3月 对新日鉄交渉(被害者会要求書提出)
- 2002年7月 日鉄大阪裁判高裁結審戦後補償総行動
(新日鉄の交渉窓口担当者が交代)
- 2002年11月 大阪徴用被害者高裁判決
(「日韓請求権協定」ですべて請求権は消滅したと判決)
- 2003年3月 釜石事件東京地裁判決
(遺骨・未払い金の事実は認定したが、日本政府の責任をを免責する不
当な判決)
- 2003年6月 新日鉄株主総会・ポハン製鉄東京事務所行動

- ① 2003.9.20
- ② 釜石事件
- ③ 日韓請求権協定

2003.9.20

強制連行問題解決に向けての闘いの現状と今後の課題

報告＝強制連行全国ネットワーク事務局

①ILO闘争の到達点—03年ILO総会の結果とその評価

・03年専門家委員会報告で、日本の29号条約違反問題（「慰安婦」・強制労働）は6度（強制労働は4回目）取り上げられ、日本政府に問題の早期解決が勧告された。この報告を受け、日韓の労組・市民団体は今年の総会・基準適用委員会で日本の問題が「個別審査ケース」として取り上げられるよう各国労組に要請を行い、総会の場でもロビー活動を展開した。

・しかし、結果的には、日本の29号条約違反問題は今年も総会議題とはならなかった。労働側は「個別ケース」リストに載せたが（連合も妨害はしなかった！）、日本政府の猛烈な妨害工作、使用者側の強硬な反対によって結局議題化できなかった。全く不当な扱いであった。使用者側が反対した理由は以下の通り——i.日本の29号条約違反は60年も前のこと。現在、日本政府は違反していないのに、取り上げる必要はない、ii.29号条約には補償規程はなく、専門家委員会も賠償をせよと勧告している訳ではない。従ってこれ以上この問題を論議することは不要。

・使用者側の主張は以下の点で誤っている。i.日本の29号条約違反は、その実行者に対する処罰がなされていない限りにおいて今も未解決のままであり、過去のことであり、放置することはできないこと、ii.責任者処罰ができないのであれば、被害者に対してこれに代わる代替的な措置（補償）が講じられるべきであるということ（これは97年の専門家委員会報告において、専門家委員会自身が条約第1条（2）を援用しつつ、日本政府に勧告している）。

・全国ネットは、専門家委員会に送付した「追加情報」において、上記の点を主張した。同時に、戦後補償をめぐる日本の司法判断に変化が生じつつあること—山西省性暴力被害者裁判判決における裁判長の「未来形の問題解決」勧告、西松建設裁判控訴審における裁判長の職権和解勧告等—を通知した。日本政府の妨害工作によって、総会・基準適用委員会でこの問題を取り上げるには非常な困難が存在する。しかし、専門家委員会は、日本が問題解決に向けて何ら積極的なイニシアティブを示していないことに対し警告を発している。労働側も、「来年の総会では必ず取り上げるべき」との立場を堅持している。私たちは来年の総会においてこの問題を議題とすべく更に闘いを継続していく。

① 2003.9.20

② 釜石事件

③ 日韓請求権協定

④ 日韓請求権協定

釜石事件訴訟
→ 釜石事件訴訟

②戦後補償裁判—司法判断における変化と今後の課題

・戦後補償裁判においては、局面は「一進一退」を続けていると言わざるを得ない。一方で、今年3月末に最高裁は、上告されていた一連の戦後補償裁判に対し一斉に「上告不受理」の決定を出し、門前払いをした。行政権力に追随した全く不当な判断である。他方では、①でも述べたように「未来形の問題解決」を勧告し（裁判「付言」という形で）、職権で和解を勧告するという動きも出てきている。また、戦後補償裁判における「厚い壁」であった「国家無答責」論を退け、時効・除斥を適用しないという判決も出てきている。まさに「一進一退」を続けている。

・1990年代から本格的に取り組まれた戦後補償裁判は、10年余の闘いの中で、「時の壁」を突破し、「国家無答責」論という高いハードルを乗り越えて来たと言える。一審勝訴の判決も幾つか勝ち取ってきている（劉連仁裁判、福岡中国人強制連行裁判、浮島丸事件裁判）。従って、最高裁決定のような動きはあったとしても、いずれは完全勝訴を実現することは可能であろう。

・問題は、日本の司法判断が確定するまでにはなお少なくない時間を要するという点であり、それによって救済される被害者は裁判原告のみにとどまるということである。これでは強制連行問題の包括的解決、被害者全体の救済・補償には直ちにつながらない。それ故、裁判闘争をいっそう強化していくとともに、裁判以外の場の闘いをもあわせて強化していくことが問われている。

③立法化運動の現状

・現在、日本の国会には戦後補償関係の法案が二つ提案されている。「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」と「国会図書館法改正案（恒久平和真相究明法案）」である。このほかに民主党などが中心になって、BC級戦犯となった韓国人元軍人軍属、在韓傷痍軍人に対し補償（見舞金支給）を実施するための法案が策定されつつある。

・国会に提案されている法案は、この間、廃案一再提出、継続審議を繰り返してきている。「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」は、参議院において実質審議に入ったこともあるが、与党の抵抗により審議は未了となり採決に付されないままとなっている。「国会図書館法改正案」は殆ど審議も行なわれないうまま「塩漬け状態」となっている。尚法案とも野党提案であり、与野党をまたがって法案を審議—成立を図ろうという機運を作りきれないという状況が続いている。

・このように立法化運動が困難に直面している背景には、日本の急速な軍事大国化の動きがある。戦後50年の95年には曲がりなりにも「村山談話」が出され、98年金大中大統領訪日—日韓共同宣言では植民地支配に対する謝罪が公式に表明された。しかし、今の日本では、「拉致」問題を北朝鮮による「国家テロ」と言い立てて対北朝鮮制裁

を叫び、北朝鮮「脅威」論を煽って有事法制を制定するような動きが前面に出てきている。米国と「有志連合（Willing Coalition）」を組み、アフガン、イラク戦争に実質的に参戦し、自衛隊を外征軍へと転換していく動きが急ピッチで進んでいる。このような流れの中では、過去の戦争の反省、被害者への慰藉などの動きは全く後景に追いやられている。従って、このような流れを押しとどめ、局面を打開していくこと抜きに戦後補償の実現を勝ち取ることは難しいと言わざるを得ない。そのためには軍事大国化を阻み、東アジアにおいて平和を定着させる運動と戦後補償実現を目指す運動の共同、連携が問われている。

④どのような闘いが求められているか、どう闘って局面を切り開いていくか？

・先ず、戦後補償実現を目指す運動のそれぞれの分野・戦線での闘いを継続し、強化していく。このことが第一に問われている。そのために——

★ILO闘争を継続する。04年総会・基準適用委員会で必ず日本の問題を議題にさせるための運動を全力で進める。各国労組への要請、ILO事務局への働きかけ、労働法学者等による専門家委員会報告支持アピール集中、等の取組みを日韓米共同で進める。
→ 일별 농성을 반드시 개백, 심사 개입으로 한.

★強制連行企業に対する責任追及の運動を日韓米3国を中心に展開していく。強制連行企業に被害者との交渉・話し合いを通じて問題を解決するよう迫っていくために様々な運動を具体化していく。

★強制連行問題解決を目指す日韓米3国の議員ネットワーク（国会議員・地方議員を問わず）をつくっていく。そのために全国ネットは、問題解決を訴えるパンフレットを作成する。問題解決を呼びかける議員グループの結集を今秋から開始する。

★戦後60年、日韓請求権協定40周年に当たる05年に、戦後補償実現を呼びかける一大キャンペーンを実施する。

・日本の軍事大国化反対、東アジアの平和の実現を目指す運動に、戦後補償運動からも積極的に参加し、戦後補償実現の運動が平和運動の重要な構成部分であり、環であることを訴え、運動の裾野を大きく広げていく。

* 일본에서 선환상운동이 본격화된 것은 1990년대 들어서부터.
but 일본 선환 운동 속에서 후환
선환상운동의 전환점. but 대중 속으로 들어가서 못하긴 있음.
→ 대응책이 가장 중요.

・ 권익을 배워주는 핵심 : 한·미·중의 연대
・ 양년 차기 협력 40년을 맞아 대대적
반환 촉구 !!

Our struggle for the settlement of forced labor and comfort women issues, and its future

Prepared by secretariat, Japan's national network to resolve the industrial forced labor issue.

(1) Final goal or the dead end-- Assessment of our activities at ILO Conference 2003

In March, 2003, the Committee of Experts for Application of Conventions and Recommendations(CEACR) wrote an observation on Japan's violation of the Convention 29 for the 6th time in six years since 1997. The violation is about "comfort women" and industrial forced labor during the wartime Japan. The committee recommended the Japanese government to settle the matter in a satisfactory manner to the victims.

Encouraged by the observation, we in alliance with South Korean labor unions as well as a citizen's group lobbied at ILO in June. We asked delegates of international trade unions to support the agenda that the problem of Japan should be on the "individual list" to be discussed in the plenary meeting. However, the result was disappointing. Japan's violation did not make the list again this year.

Workers' group agreed to put the case on the list. Even Rengo, the Japanese conservative trade union, did not object it. However, the Japanese government objected it fiercely. So did the Japanese employers. It was unfair, we felt. We had to wait for two years to put the case on the agenda.

We understand that the Japanese employer's delegate argued as follows.

(1) Violation took place 60 years ago while there is no violation in the present Japan. So, there is no need to talk about because things were in the past.

(2) There is no provisions of compensation in the Convention 29. Neither does CEACR recommend compensation in the observation. Again, there is nothing to discuss.

We would like to point out the defects in the employer's argument.

(3) The acts of violation are punishable under the Convention No.29. Unless the violators were punished, the case of violation is not resolved yet. That means that the Japanese government is still responsible for the violation.

(4) If the Japanese government cannot punish those violators, alternative measures should be taken to give relief to the victims. And compensation is an alternative measure. CEACR advised the government to pay compensation in the 1997 observation referring to the Article 1 (2) of the Convention 29.

This year, we asserted the above points in our report to CEACR. At the same time, we explained the new developments at the Japanese courts in the post-war compensation cases. Firstly, although the court commented at the end of the judgment that the legislative or administrative solution would be possible and desirable after it rejected the demands of the Chinese victims in the case of Shanxi sexual violence. Also in the case of Nishimatsu Construction Company, the presiding judge intervened to have reconciliation by the authority vested in him.

The Japanese government has made things very difficult for us at ILO. But we are not alone. At the general conference, the chairperson of CEACR sent the warning to the Japanese government for not having shown any positive initiative. President of the workers' group maintained that the matter should be discussed at the meeting the next year. We will keep fighting at ILO in solidarity.

(2) Postwar Compensation Litigations- Changes in Judgments and the Future Prospect

We advance one step one day and the next day we step back or vice versa. For example, the Japan's Supreme Court notified non-acceptance of appeals of the postwar compensation cases in March this year. This is not right. We were angry. We all thought that the judiciary tamely followed the administration. On the other